

きたもと  
北本でいっしょに暮らそう しょう しゃ  
障がい者プラン

だいにじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく  
第二次北本市障害者福祉計画

ちゅうかんねん みなお  
中間年の見直し



きたもと

へいせい ねん がつ  
平成24年3月



# はじめに

北本市長 石津 賢治



平成15年度からの支援費制度への移行をはじめ、平成18年度の障害者自立支援法の施行など、障がいのある人を取り巻く環境は、近年大きく様変わりしています。

本市では、平成12年3月に「北本市障害者福祉計画」を策定し、障がい者の方々を支援する施策を展開してまいりました。さらに、障がい者福祉を取り巻く環境の変化を受け、平成20年3月に「北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン」として第二次北本市障害者福祉計画を策定いたしました。

また、今後は、国において、障がいのある人への制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする新たな法制度を制定することとされています。

こうしたなか、平成23年度が第二次計画の計画期間の中間年であること及び障害福祉サービスに関する計画（北本市第三期障害福祉計画）の策定期間であること等を踏まえ、このたび、第二次計画の見直しを進めてきました。

計画の見直しにつきましては、北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定委員会を設置し、委員の皆様により約1年間にわたりご検討をいただきました。委員会では、計画策定時に設定した基本理念「ソーシャル・インクルージョン」の下、本市における障がい者施策のあり方やその内容について、多岐にわたる議論が展開されました。とりわけ、昨年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、災害発生時における障がいのある人等、災害弱者への適切な対応についての議論がされました。

今後も、タイトルにあるように「ハンディがある人もない人も北本でいっしょに」そして「ずっと暮らし続けていけるように」計画を推進してまいりたいと考えております。

最後に、計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました計画の策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様及び計画策定に係るアンケートにご協力いただきました市民の皆様に深く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進にあたりましても、よい一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



# 目次

## じよろん 序論

### だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項

1. けいかくさくてい しゆし  
計画策定の趣旨…………… 1
2. けいかく いちづ  
計画の位置付け…………… 3
3. けいかく きかん  
計画の期間…………… 3
4. けいかく せいかく やくわり  
計画の性格と役割…………… 4
5. けいかく たいしょう しょう しゃ はんい  
計画の対象となる障がい者の範囲…………… 4
6. けいかく すいしん  
計画の推進にあたって…………… 5

### だい しょう しょう ひと げんじょう 第2章 障がいのある人を取りまく現状

1. しょう しゃ じ どう じょうきょう  
障がい者（児）等の状況…………… 6
2. じったい いこうちょうさ けっかがいよう  
実態・意向調査の結果概要…………… 9

## だい ぶ しょう しゃふくし きほんてき かんが かつ 第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

1. けいかく きほんりねん  
計画の基本理念…………… 26
2. けいかく きほんてきしてん  
計画の基本的視点…………… 27
3. けいかく きほんもくひょう  
計画の基本目標…………… 29
4. しさく たいけい  
施策の体系…………… 31

## だい ぶ かくろん 第2部 各論

### だい しょう だれ さんか かつどう 第1章 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして

1. けんりようご りかい こうりゅう そくしん  
権利擁護や理解・交流の促進…………… 32
2. ちいきふくしかつどう ぼらんていあかつどう そくしん  
地域福祉活動・ボランティア活動の促進…………… 37
3. しゃかいさんか そくしん  
社会参加の促進…………… 39

### だい しょう すこ あんしん く ほけん いりよう 第2章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

1. よぼう そうきはっけん すいしん  
予防・早期発見の推進…………… 42
2. いりよう りはびりてーしょん じゅうじつ  
医療・リハビリテーションの充実…………… 45

### だい しょう ひつよう う ふくしきーびす 第3章 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして

1. そうだんたいせい じょうほうていきょうたいせい せいび  
相談体制・情報提供体制の整備…………… 48
2. せいかつしえん さーびす じゅうじつ  
生活支援サービスの充実…………… 53
3. さーびすりよう しえん  
サービス利用の支援…………… 58

だい しょう こせい かのうせい きょういく	第4章 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして	
しょう じほいく しゅうがくぜんきょういく じゅうじつ	1. 障がい児保育・就学前教育の充実	59
がっこうきょういく じゅうじつ	2. 学校教育の充実	61
だい しょう たよう しゅうろうきかい かくほ	第5章 多様な就労機会の確保をめざして	
こようたいさく しゅうろうしえん すいしん	1. 雇用対策・就労支援の推進	64
ふくしてきしゅうろう すいしん	2. 福祉的就労の推進	67
だい しょう ひと あんしん あんぜん かいてき	第6章 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして	
ふくし すいしん	1. 福祉のまちづくりの推進	69
じゅうかんきょう せいび	2. 住環境の整備	73
ぼうさい ぼうはんたいせい かくりつ	3. 防災・防犯体制の確立	76

だい ぶ けいかく すいしん む  
第3部 計画の推進に向けて

だい しょう けいかく すいしんたいせい	第1章 計画の推進体制	79
だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか	第2章 計画の達成状況の点検及び評価	80

資料

さくていけいか	1 策定経過	81
きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ	2 北本市第二次障害者福祉計画及び	
きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいせっちきてい	北本市第三期障害福祉計画策定委員会設置規程	82
きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ	3 北本市第二次障害者福祉計画及び	
きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいいんめいぼ	北本市第三期障害福祉計画策定委員会委員名簿	83
きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ	4 北本市第二次障害者福祉計画及び	
きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていんかいせっちきてい	北本市第三期障害福祉計画策定幹事会設置規程	84
きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ	5 北本市第二次障害者福祉計画及び	
きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていんかいかんじめいぼ	北本市第三期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿	85
	6 用語の説明	86

じょろん  
序論

だい しょう けいかく きほんじこう  
第 1 章 計画の基本事項

けいかくさくてい しゅし  
1. 計画策定の趣旨

障害者基本法第 11 条（障害者基本計画等）により、市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない、とされています。

本市では、平成 12 年 3 月、「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成 12 年度～21 年度）」を策定し、障がいのある人たちに関する施策を福祉、保健、教育、労働、都市整備など各分野の連携のもと、総合的、計画的に推進してきました。しかし、わが国の障がい者施策は、特にここ数年、「障害者自立支援法の施行」（平成 18 年 10 月）、「改正障害者基本法の施行」（平成 19 年 4 月）など、障がいのある人たちの自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが大きく変化していることから、計画についても見直しが必要となってきました。

《障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向》

年 月	内 容
平成 18 年 10 月	障害者自立支援法の施行
12 月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行
12 月	教育基本法の改正
平成 19 年 4 月	改正学校教育法等の施行
4 月	改正障害者基本法の施行
平成 20 年 7 月	教育振興基本計画閣議決定
12 月	障害者雇用促進法の一部改正法の成立
平成 21 年 4 月	改正障害者雇用促進法の施行
12 月	障がい者制度改革推進本部設置の閣議決定
平成 22 年 12 月	障害者自立支援法等の一部改正法の成立
平成 23 年 3 月	障害者基本法改正案を障がい者制度改革推進本部が決定

また、障害者自立支援法では、障害福祉サービスの目標値を「障害福祉計画」として定めることとされ、本市においても、平成 18 年度に「北本市第一期障害福祉計画」を、平成 20 年度には「北本市第二期障害福祉計画」を策定したところです。なお、この「障害福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と調和を保ったものである必要があるとされています。

これらの状況から、本市では、「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成 12 年度～21 年度）」がまだ計画期間を残していましたが、種々の状況の変化を踏まえ、平成 19 年度に「第二次北本市障害者福祉計画」を策定しました。

本年度（平成 23 年度）は、平成 19 年度に策定した「第二次北本市障害者福祉計画（計画期間：平成 19 年度～28 年度）」の中間年にあたるため、関係法令・制度の改正等を踏まえ、見直しを行います。

## 《障害者基本法の一部を改正する法律（2011 年 8 月 5 日公布・施行）》

### （総則関係・概要）

#### 1) 目的規定の見直し（第 1 条関係）

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する 等

#### 2) 障害者の定義の見直し（第 2 条関係）

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの 等

#### 3) 地域社会における共生等（第 3 条関係）

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・全ての障害者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること 等

#### 4) 差別の禁止（第 4 条関係）

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない
- ・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及 等

#### 5) 国際的協調（第 5 条関係）

- ・1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない 等

#### 6) 国及び地方公共団体の責務（第 6 条関係）

- ・3) から 5) までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務 等

#### 7) 国民の理解（第 7 条関係）

- ・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策 等

#### 8) 国民の責務（第 8 条関係）

- ・国民は、基本原則にのっとり、1) に規定する社会の実現に寄与するよう努める 等

#### 9) 障害者週間（第 9 条関係）

- ・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る 等

#### 10) 施策の基本方針（第 10 条関係）

- ・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施
- ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努める 等



## 2. 計画の位置付け

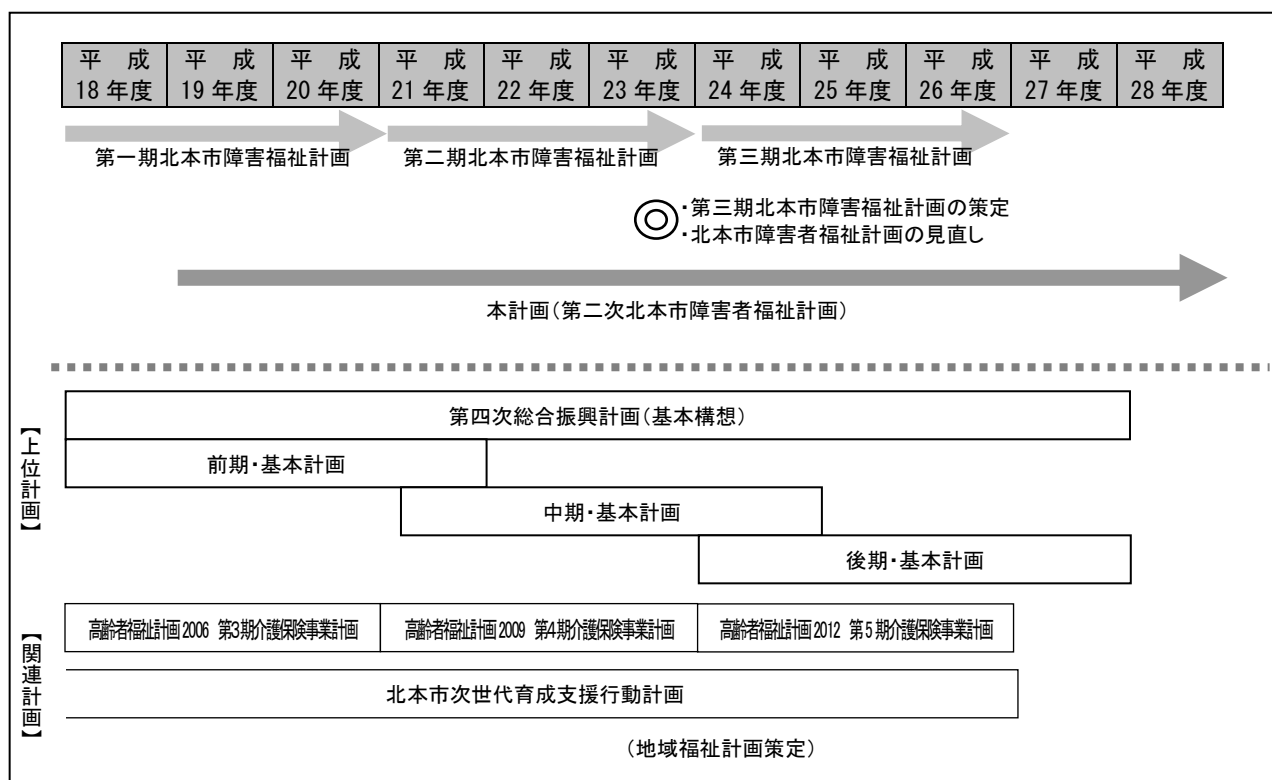
本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者施策の基本方向を定めた計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市次世代育成支援行動計画」等との整合を図るものです。

また、障害者自立支援法に基づく各種施策については、平成23年度に検討・策定した「第三期北本市障害福祉計画」で定めた内容を盛り込んでいます。

## 3. 計画の期間

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間のうち、後半の平成24年度から平成28年度までに対応するものです。

また、計画期間中であっても、関係法令・制度の改正、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の一部見直しを図っていくこととします。



## 4. 計画の性格と役割

---

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

## 5. 計画の対象となる障がい者の範囲

---

障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁\*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者（障がいのある人）」は、障害者基本法第2条に定めるとおり、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい\*、高次脳機能障がい\*、難病\*に起因する身体又は精神上の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。

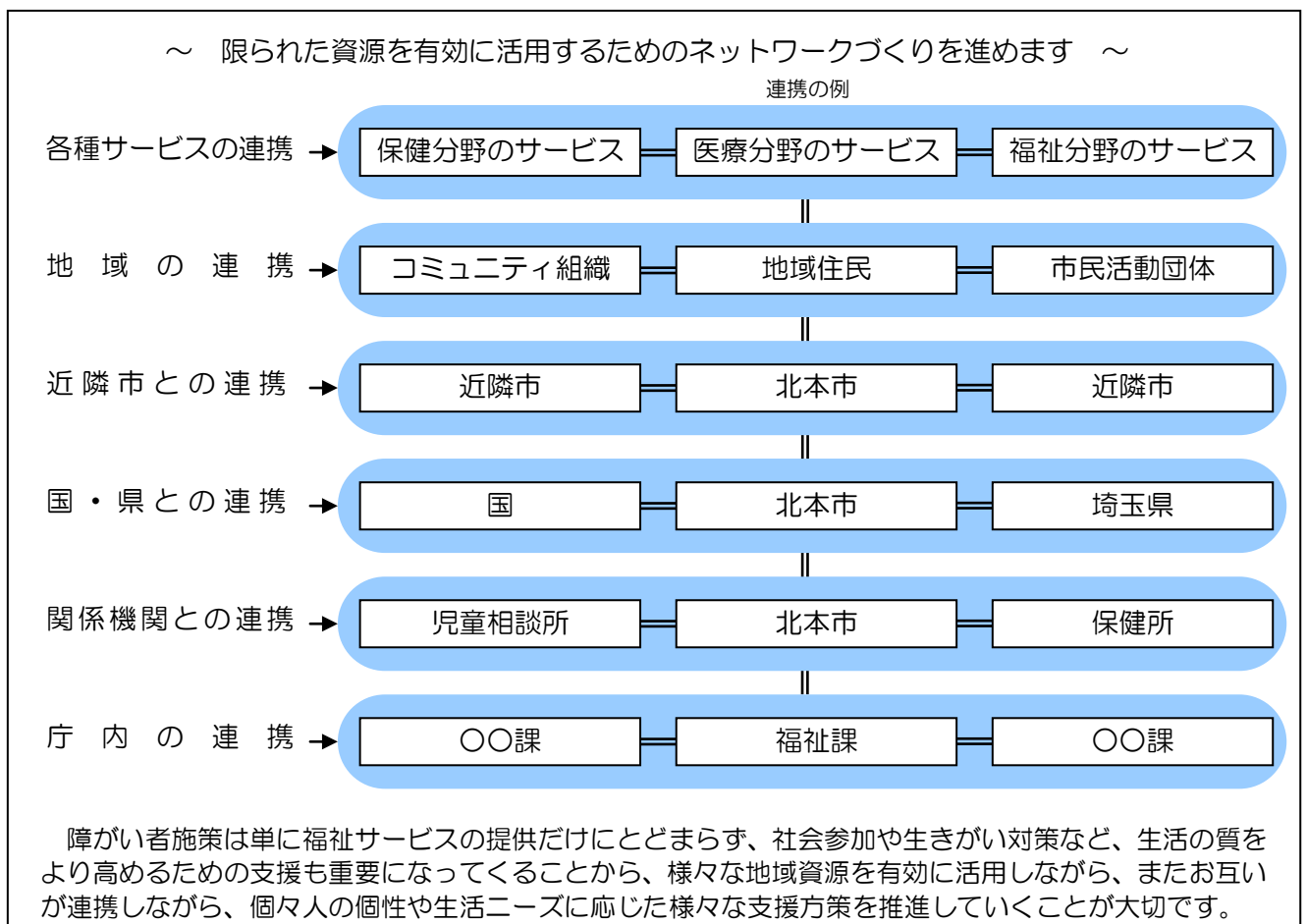
- \* 社会的障壁： 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- \* 発達障がい： 自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであつて、その症状が通常低年齢において発現するもの。
- \* 高次脳機能障がい： 交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。
- \* 難病： 法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されています。
  - ①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病
  - ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

## 6. <sup>けいかく</sup> <sup>すいしん</sup> 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市（行政）等が協力して障がいのある人の完全参加のための様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市（行政）等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

### 計画の推進にあたってのキーワードは「連携」



## 第2章 障がいのある人を取りまく現状

### 1. 障がい者(児)等の状況

#### 【障害者手帳所持者】

平成23年3月31日現在、身体障害者手帳所持者は1,921人、療育手帳所持者は342人、精神障害者保健福祉手帳所持者は242人となっています。平成20年からの3年間で、身体障害者手帳所持者が159人、療育手帳所持者が31人、精神障害者保健福祉手帳所持者が58人増加しています。

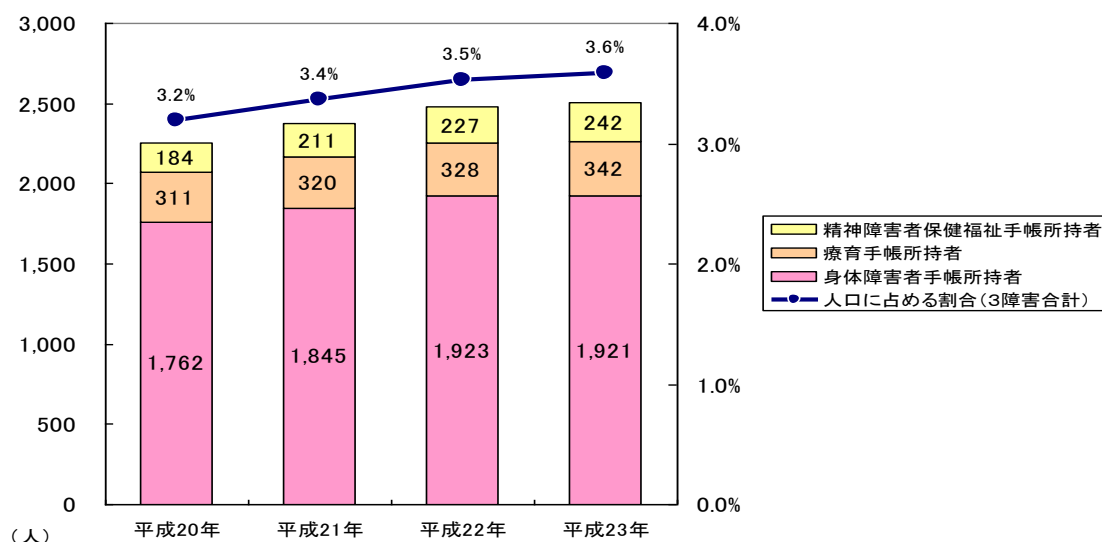
また、市の人口は若干減少していますが、障がい者数は増加傾向にあり、人口に占める割合は3障がい合わせて3.58%と、平成20年に比べて0.39ポイント増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人 口	70,702 (100%)	70,575 (100%)	70,279 (100%)	69,985 (100%)
身体障害者手帳所持者	1,762 (2.49%)	1,845 (2.61%)	1,923 (2.74%)	1,921 (2.74%)
療育手帳所持者	311 (0.44%)	320 (0.45%)	328 (0.47%)	342 (0.49%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	184 (0.26%)	211 (0.30%)	227 (0.32%)	242 (0.35%)
3障がい合計	2,257 (3.19%)	2,376 (3.37%)	2,478 (3.53%)	2,505 (3.58%)

(単位：人、各3月末)

■ 障がい者数及び障がい者数の人口に占める割合の推移 ■



## 【特別支援学校等在籍者】

平成23年5月1日現在、特別支援学校等の小学部に17人、中学部に15人、高等部に36人の児童生徒が通っています。

### ■ 特別支援学校等へ通学している児童数（小学部） ■

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
騎西特別支援学校	2人	3人	1人	3人	1人	1人	11人
川島ひばりが丘特別支援学校	1人	—	—	—	1人	2人	4人
特別支援学校大宮ろう学園	—	—	1人	1人	—	—	2人
計	3人	3人	2人	4人	2人	3人	17人

### ■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（中学部） ■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	2人	6人	4人	12人
川島ひばりが丘特別支援学校	1人	—	1人	2人
岩槻特別支援学校	—	—	1人	1人
計	3人	6人	6人	15人

### ■ 特別支援学校等へ通学している生徒数（高等部） ■

	1年	2年	3年	合計
騎西特別支援学校	9人	7人	11人	27人
川島ひばりが丘特別支援学校	—	—	2人	2人
さいたま桜高等学園	2人	1人	1人	4人
大宮北特別支援学校西分校	—	—	1人	1人
特別支援学校塙保己一学園	—	—	1人	1人
特別支援学校大宮ろう学園	—	1人	—	1人
計	11人	9人	16人	36人

※ 平成23年5月1日現在

## 【特別支援学級在籍者】

平成23年5月1日現在、市内の小中学校4校の特別支援学級に32人の児童が、中学校2校の特別支援学級に10人の生徒が在籍しています。

### ■ 特別支援学級児童数の推移（小学校） ■

	学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校合計	8クラス	5人	6人	6人	8人	4人	3人	32人
中丸小	3クラス	1人	2人	3人	4人	1人	3人	14人
南小	2クラス	1人	2人	1人	2人	2人	—	8人
西小	2クラス	2人	—	—	2人	1人	—	5人
東小	1クラス	1人	2人	2人	—	—	—	5人

### ■ 特別支援学級生徒数の推移（中学校） ■

	学級数	1年	2年	3年	計
中学校合計	3クラス	4人	1人	5人	10人
北本中	2クラス	4人	1人	4人	9人
西中	1クラス	—	—	1人	1人

※ 平成23年5月1日現在

## 【市内にある障がい者施設】

施設名	施設種類	主な障がい	運営主体	備考
北本市立ふれあいの家	生活介護	知的障がい	N P O 法 人	指定管理
ケアホームたんぼぼ	共同生活介護 (ケアホーム)	知的障がい	N P O 法 人	—
北本市立こども療育センター	児童デイサービス	児 童	北 本 市	市 直 営
北本市総合福祉センター	生活介護	身体障がい	社会福祉法人	指定管理
北本市立あすなる学園	知的通所授産施設	知的障がい	社会福祉法人	指定管理
地域活動支援センターかばざくら	地域活動支援センター	精神障がい	N P O 法 人	—
生活支援センター夢の実	地域活動支援センター	精神障がい	社会福祉法人	鴻巣市と 協同設営
生活支援センター夢の実	相談支援	精神障がい	社会福祉法人	鴻巣市と 協同設営
生活相談支援センターしゃろーむ	相談支援	身体障がい 知的障がい	社会福祉法人	鴻巣市と 協同設営

※ 平成 23 年 10 月 1 日現在

## 2. 実態・意向調査の結果概要

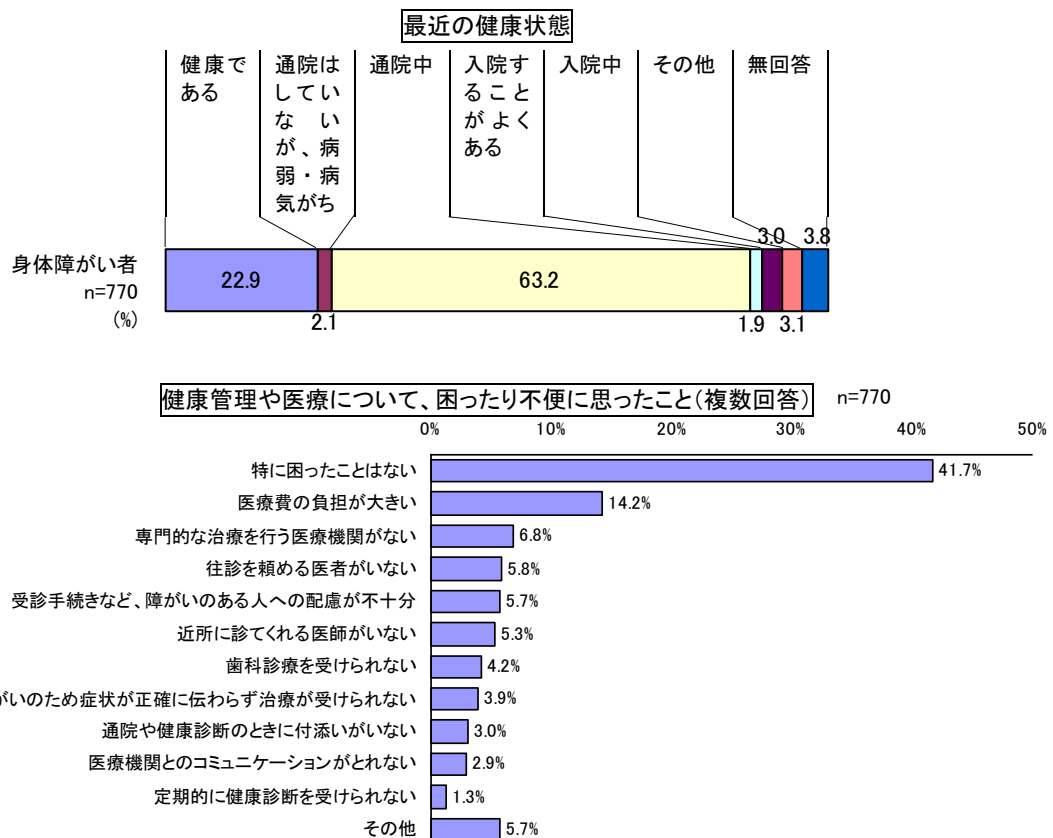
平成23年9月、身体障害者手帳所持者1,041人、療育手帳所持者306人、精神障害者保健福祉手帳所持者213人を対象に、アンケートを実施しました。有効回収率は72.5%です。

区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者調査	1,041人	770票	74.0%
知的障がい者調査	306人	215票	70.3%
精神障がい者調査	213人	146票	68.5%
計	1,560人	1,131票	72.5%

### (1) 健康状態・医療などについて

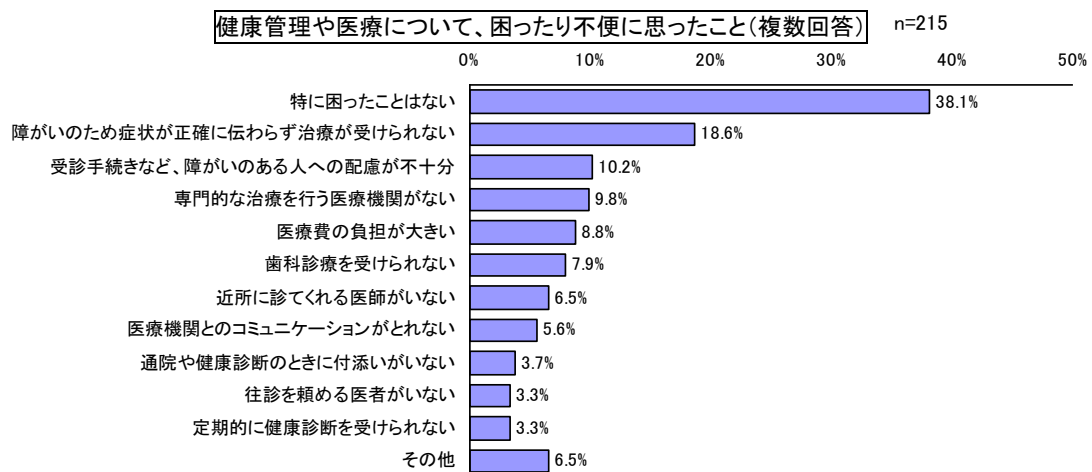
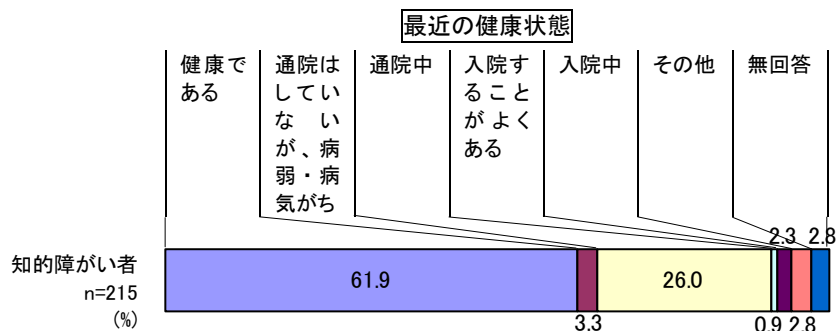
#### 【身体障がい者】

- 6割強の人は、現在、通院中（63.2%）です。
- 健康管理や医療については、約4割の人は「特に困ったことはない」（41.7%）と回答していますが、14.2%は「医療費の負担が大きい」と感じていることがわかります。



## 【知的障がい者】

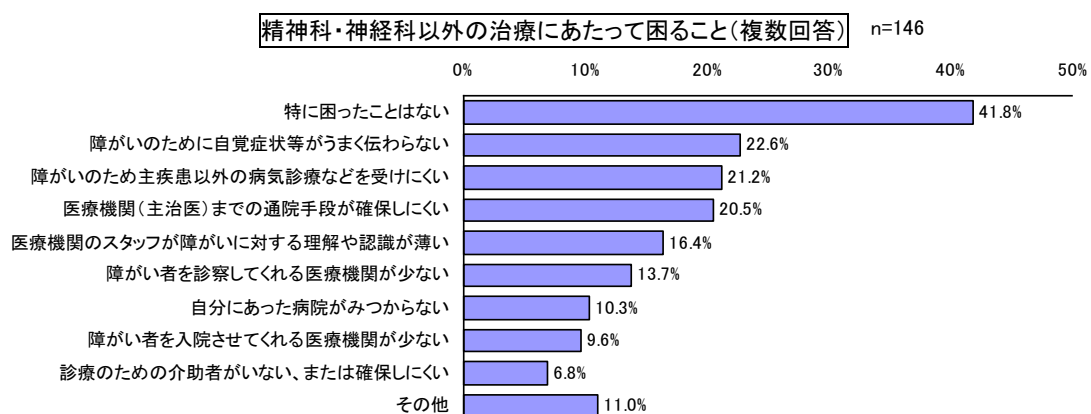
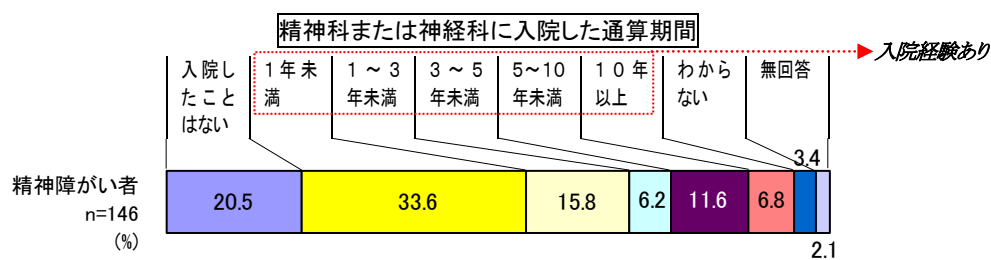
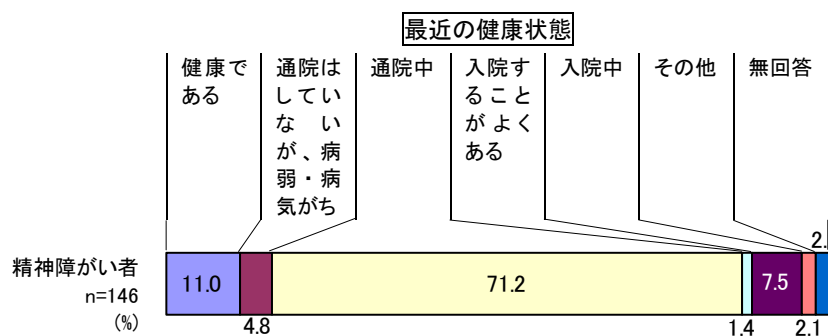
- 約6割の人は「健康である」(61.9%)と回答していますが、26.0%の人は現在、通院中です。
- 健康管理や医療については、約4割が「特に困ったことはない」(38.1%)と回答していますが、18.6%の人は「障がいのため症状が正確に伝わらずに必要な治療が受けられない」と感じていることがわかります。





## 【精神障がい者】

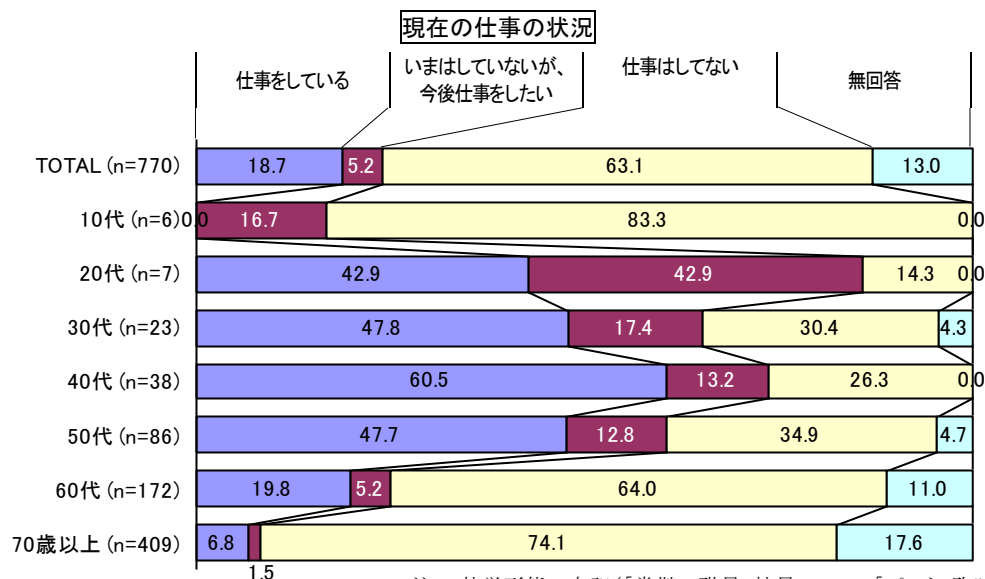
- 約7割の人は、現在、通院中（71.2%）です。
- 8割近くの方は、これまでに精神科または神経科の病院・診療所に入院したことがあります。
- 精神科・神経科以外の治療を受けるにあたっては、約4割の方は「特に困ったことはない」（41.8%）と回答していますが、約2割の方は「障がいのために自覚症状等がうまく伝わらない」（22.6%）、「障がいのため主疾患以外の病気診療などを受けにくい」（21.2%）「医療機関までの通院手段が確保しにくい」（20.5%）ことで困っていることがわかります。



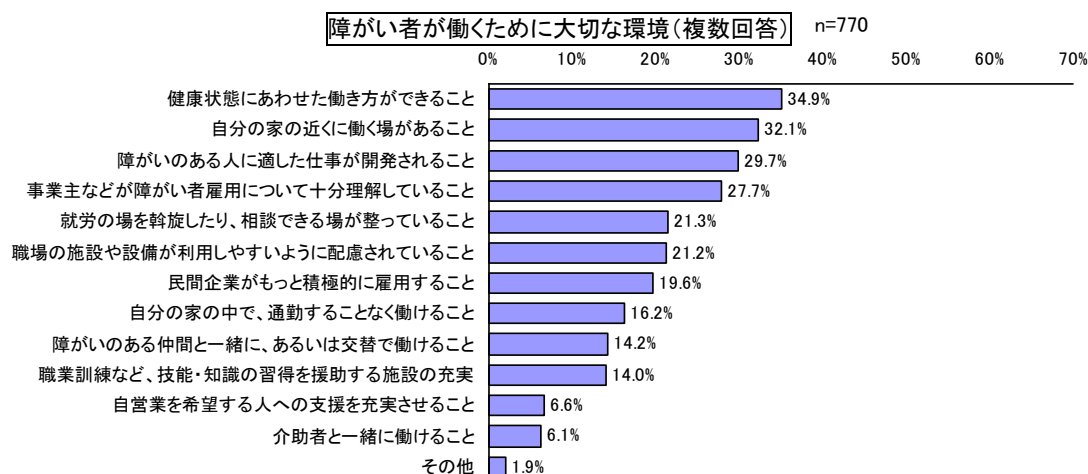
## (2) 就労状況などについて

### 【身体障がい者】

- 現在、仕事をしている人の割合は、30代では47.8%、40代では60.5%、50代では47.7%です。
- 障がいがある人が働くために大切な環境としては、「健康状態にあわせた働き方ができること」をあげる人が最も多くなっています。

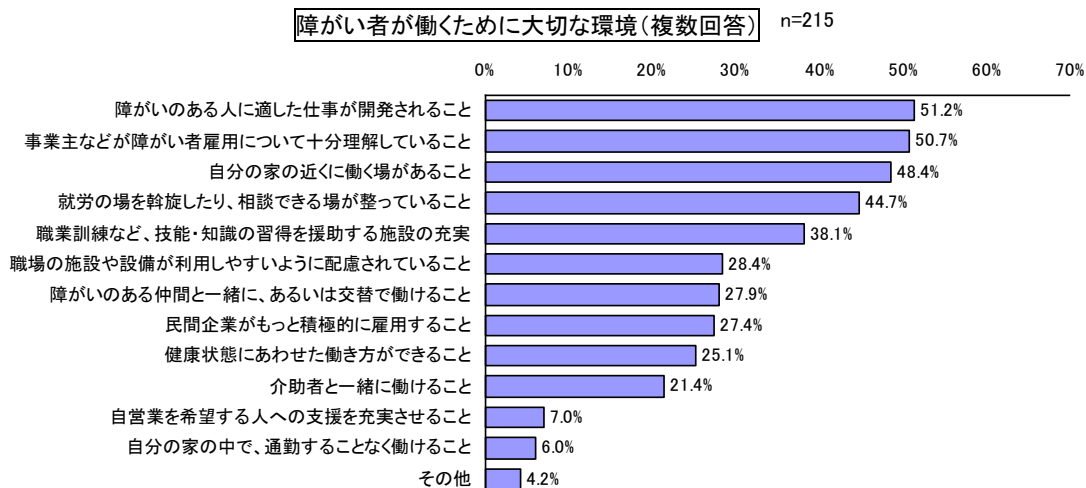
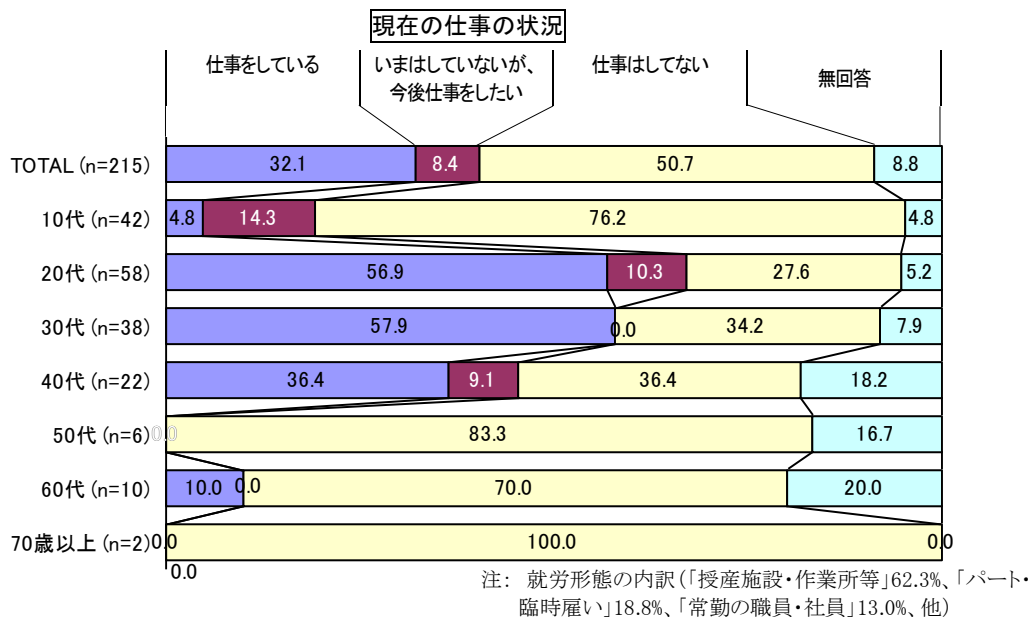


注：就労形態の内訳（「常勤の職員・社員」36.1%、「パート・臨時雇い」29.2%、「家の仕事（農業、小売業等）」14.6%、他）



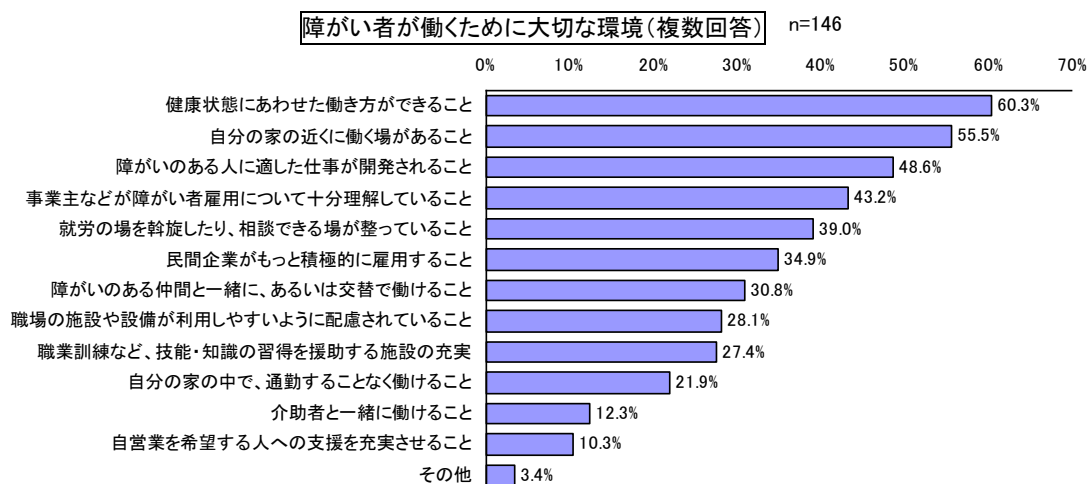
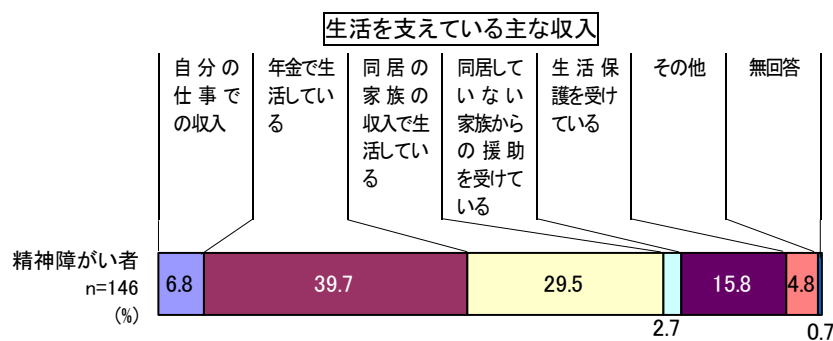
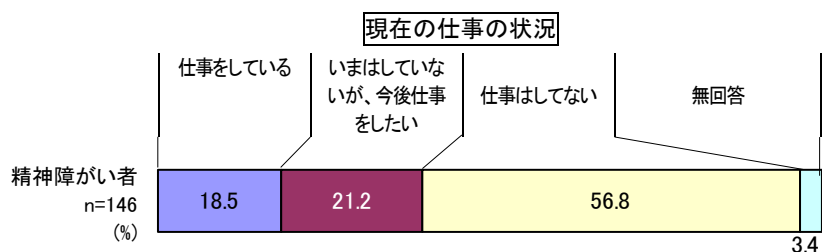
### 【知的障がい者】

- 現在、仕事をしている人の割合は、20代では56.9%、30代では57.9%、40代では36.4%です。
- 障がいがある人が働くために大切な環境としては、「障がいのある人に適した仕事が開発されること」と「事業主などが障がい者雇用について十分理解していること」をあげる人が半数以上と多くなっています。



## 【精神障がい者】

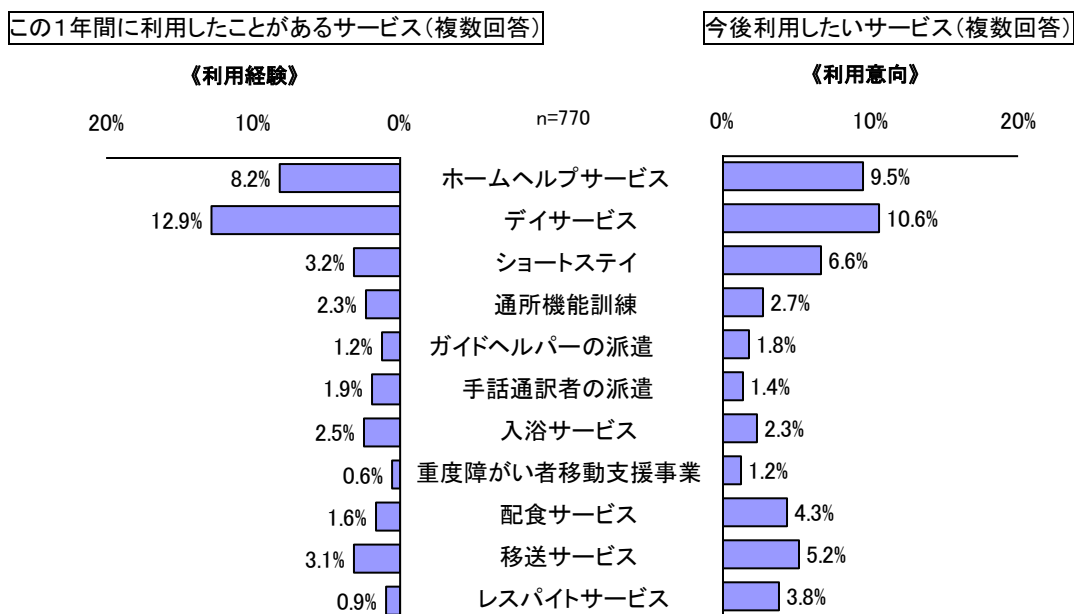
- 現在、仕事をしている人は 18.5%ですが、21.2%の人は「いまは働いていないが、今後仕事をしたい」と考えています。
- 主に生活を支えている収入は、「年金」が約4割（39.7%）と最も多く、次いで「同居家族の収入」（29.5%）、「生活保護」（15.8%）と続いています。
- 障がいがある人が働くために大切な環境としては、「健康状態にあわせた働き方ができること」をあげる人が最も多くなっています。



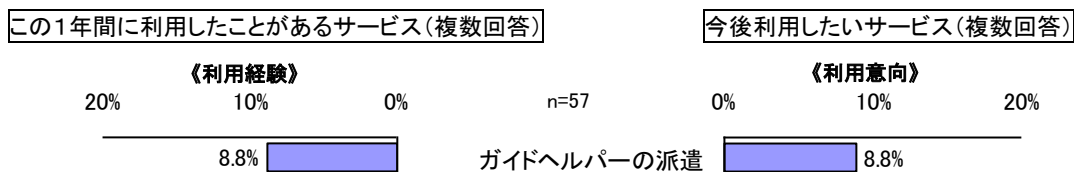
### (3) 福祉サービスの利用意向

#### 【身体障がい者】

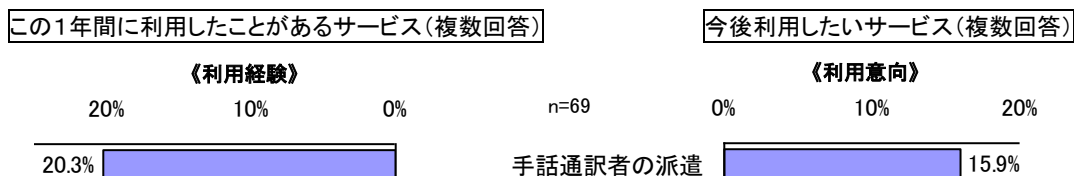
- この1年間に、「ホームヘルプサービス」を利用したことがある人は8.2%で、今後も引き続き、あるいは新たに利用したいと考えている人は9.5%となっています。
- 視覚障がい者の8.8%は「ガイドヘルパーの派遣」を利用したことがあり、聴覚障がい者の20.3%は「手話通訳者の派遣」を利用したことがあります。



#### 視覚障がい者



#### 聴覚障がい者

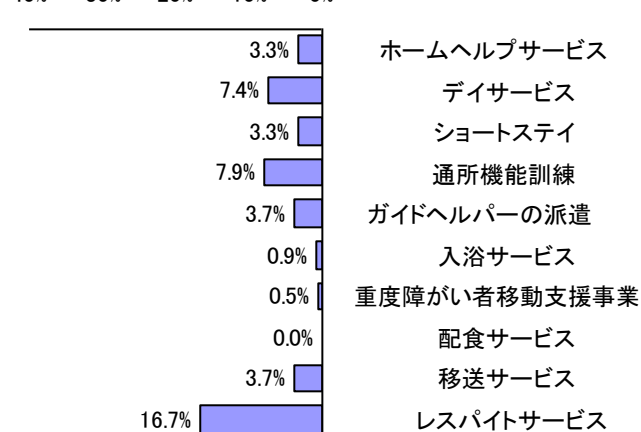


### 【知的障がい者】

- この1年間に、「ホームヘルプサービス」を利用したことがある人は3.3%（7人）ですが、今後利用したいと考えている人は11.2%（24人）となっています。同様に、すべてのサービスにおいて、利用意向が実際の利用経験を上回っています。特に、「レスパイトサービス」と「ショートステイ」において、利用経験と利用意向の差が大きくなっています。

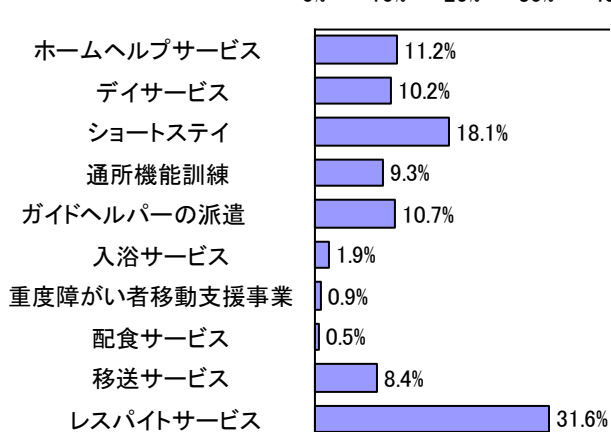
この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》  
40% 30% 20% 10% 0%



今後利用したいサービス(複数回答)

《利用意向》  
0% 10% 20% 30% 40%

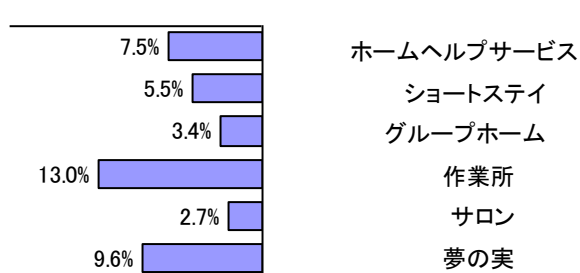


### 【精神障がい者】

- この1年間に、「ホームヘルプサービス」を利用したことがある人は7.5%（11人）ですが、今後利用したいと考えている人は19.2%（28人）となっています。同様に、「グループホーム」は利用者が3.4%（5人）、利用希望者が6.8%（10人）となっています。

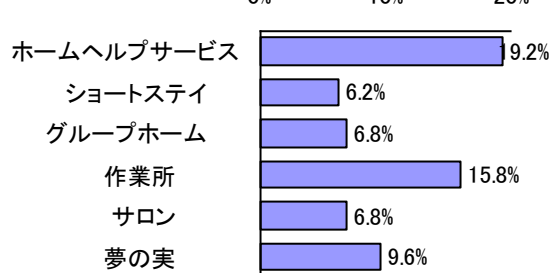
この1年間に利用したことがあるサービス(複数回答)

《利用経験》  
20% 10% 0%



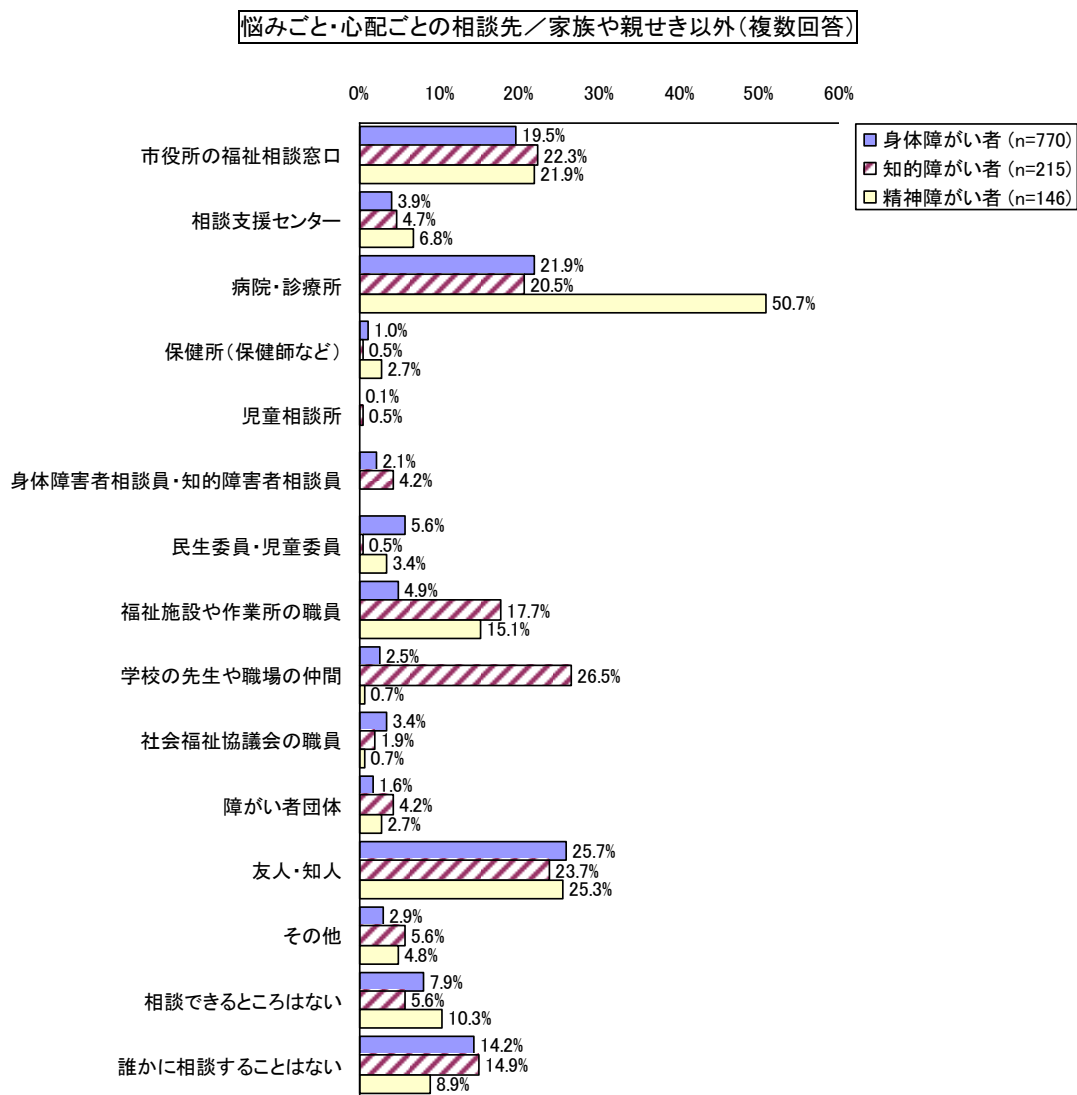
今後利用したいサービス(複数回答)

《利用意向》  
0% 10% 20%



#### (4) 悩みごとや心配ごとの相談先

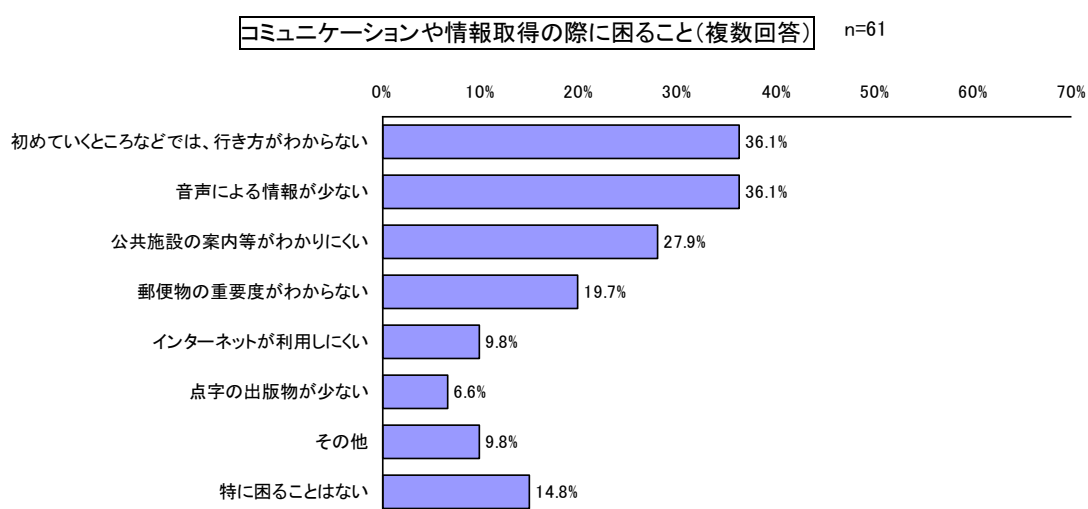
- 悩みごとや心配ごとがあるときの相談先（家族や親せき以外）としては、身体障がい者では「友人・知人」、知的障がい者では「学校の先生や職場の仲間」、精神障がい者では「病院・診療所」が最も多くなっています。
- 「相談できるところがない」と回答した人が、精神障がい者では 10.3%、身体障がい者では 7.9%みられます。



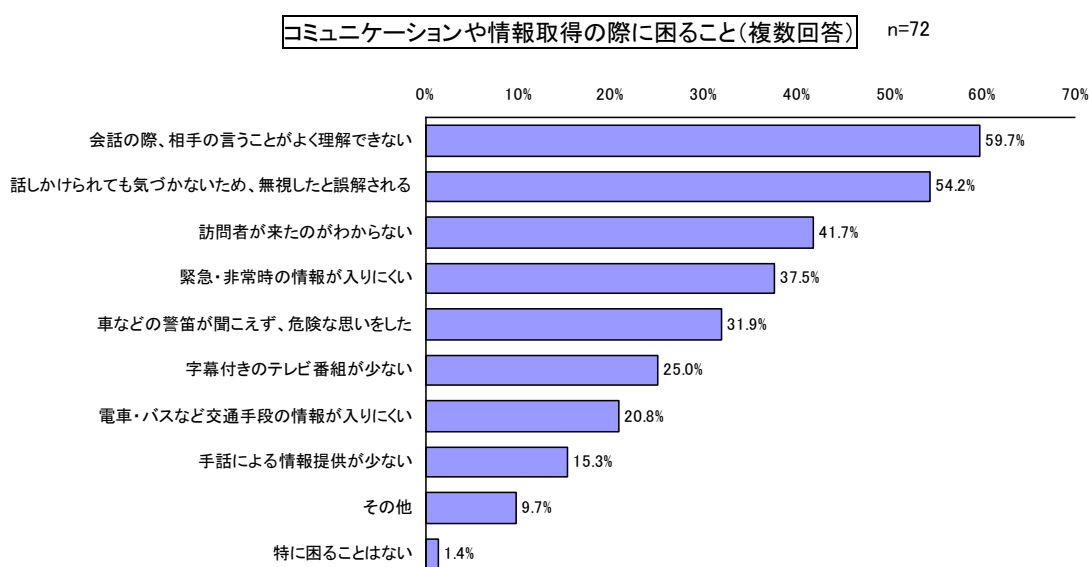
## (5) 視覚障がい者・聴覚障がい者がコミュニケーションや情報取得の際に困っていること

- 視覚障がい者が、コミュニケーションや情報取得の際に困っていることは、「初めて行くところなどでは、行き方がわからない」と「音声による情報が少ない」ことをあげる人が多くなっています。
- 聴覚障がい者が、コミュニケーションや情報取得の際に困っていることは、半数以上が「会話の際、相手の言うことがよく理解できない」と「話しかけられても気づかないため、無視したと誤解される」ことをあげています。

### 視覚障害者



### 聴覚障害者





## (6) 今後、希望する日中の過ごし方

### 【身体障がい者】

- 身体障がい者全体で見ると、約7割が日中は「自宅で過ごしたい」(69.9%)と回答しています。
- 年代別にみると、20代・30代・40代では、1割以上が「施設内や企業において作業や実習、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を受けたい(就労移行支援)」と回答し、また、20代・30代では2割以上が「一般企業等での就労は難しいが、働きたいと思っているので、施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい(就労継続支援)」と回答しています。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

【年齢】	自宅で過ごしたい	学校などに通いたい	一般の企業などで働きたい	創作・生産活動、社会交流(地域活動支援センター)	施設で介護を受けながらの創作・生産活動(生活介護)	医療機関での療養・介護・日常生活(療養介護)	身体機能・生活能力向上の訓練を受けたい(自立訓練)	職場定着の訓練の支援を受けたい(就労移行支援)	施設内の就労・生産活動をした(就労継続支援)	その他	無回答
TOTAL n=770	69.9%	1.7%	7.8%	7.9%	7.0%	6.2%	7.0%	2.1%	4.3%	4.7%	12.5%
10代未満 n=3	-	33.3%	-	-	-	-	66.7%	-	-	33.3%	-
10代 n=6	16.7%	50.0%	50.0%	16.7%	16.7%	-	-	-	-	-	-
20代 n=7	14.3%	-	28.6%	14.3%	14.3%	-	28.6%	14.3%	28.6%	14.3%	14.3%
30代 n=23	26.1%	4.3%	39.1%	8.7%	-	-	8.7%	13.0%	26.1%	4.3%	8.7%
40代 n=38	44.7%	7.9%	36.8%	2.6%	2.6%	2.6%	10.5%	10.5%	13.2%	15.8%	5.3%
50代 n=86	59.3%	2.3%	23.3%	11.6%	4.7%	1.2%	5.8%	4.7%	7.0%	5.8%	15.1%
60代 n=172	72.7%	0.6%	4.7%	12.2%	7.6%	7.0%	8.1%	1.2%	3.5%	3.5%	11.0%
70歳以上 n=409	78.2%	0.5%	0.2%	6.1%	8.1%	7.8%	6.1%	0.5%	1.5%	3.7%	12.7%

### 【知的障がい者】

- 知的障がい者全体では、「自宅で過ごしたい」、「施設（事業所）で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら、創作的活動や生産活動を行いたい（生活介護）」、「一般企業などでの就労は難しいが、働きたいと思っているので、施設（事業所）内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい（就労継続支援）」を希望する人がそれぞれ約2割と多くなっています。
- 年代別にみると、「就労移行支援」や「就労継続支援」をあげる人の割合は、10代では他の年代に比べて高くなっています。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

【年齢】		自宅で過ごしたい	学校などに通いたい	一般の企業などで働きたい	創作・生産活動、社会交流（地域活動支援センター）	施設で介護を受けながらの創作・生産活動（生活介護）	医療機関での療養・介護・日常生活（療養介護）	身体機能・生活能力向上の訓練を受けたい（自立訓練）	職場定着の訓練の支援を受けたい（就労移行支援）	施設内の就労・生産活動をしたい（就労継続支援）	その他	無回答
TOTAL	n=215	20.5%	14.9%	12.6%	12.6%	20.5%	4.7%	15.3%	14.0%	20.0%	7.0%	12.1%
10代未満	n=31	9.7%	48.4%	6.5%	12.9%	3.2%	-	25.8%	16.1%	25.8%	9.7%	12.9%
10代	n=42	7.1%	33.3%	23.8%	16.7%	14.3%	-	19.0%	35.7%	38.1%	-	-
20代	n=58	25.9%	3.4%	19.0%	17.2%	36.2%	5.2%	15.5%	8.6%	12.1%	8.6%	8.6%
30代	n=38	15.8%	-	7.9%	7.9%	21.1%	2.6%	5.3%	7.9%	18.4%	7.9%	23.7%
40代	n=22	40.9%	4.5%	4.5%	13.6%	22.7%	9.1%	18.2%	9.1%	18.2%	13.6%	4.5%
50代	n=6	50.0%	-	-	-	33.3%	-	16.7%	-	-	-	-
60代	n=10	20.0%	-	-	-	10.0%	20.0%	10.0%	-	10.0%	10.0%	40.0%
70歳以上	n=2	-	-	-	-	-	100.0%	-	-	-	-	-

### 【精神障がい者】

- 今後は、「自宅で過ごしたい」と回答した人が最も多く、次いで「一般の企業などで働きたい」「創作活動や生産活動を行ったり、社会との交流等を行ったりするところで過ごしたい（地域活動支援センター）」と続いています。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

		自宅で過ごしたい	学校などに通いたい	一般の企業などで働きたい	創作・生産活動、社会交流（地域活動支援センター）	施設で介護を受けながらの創作・生産活動（生活介護）	医療機関での療養・介護・日常生活（療養介護）	身体機能・生活能力向上の訓練を受けたい（自立訓練）	職場定着の訓練の支援を受けたい（就労移行支援）	施設内の就労・生産活動をしたい（就労継続支援）	その他	無回答
TOTAL	n=146	52.1%	7.5%	27.4%	19.2%	8.9%	9.6%	13.7%	13.0%	14.4%	7.5%	6.8%

## (7) 今後、希望する暮らし場所

### 【身体障がい者】

- 今後、希望する暮らし場所としては、84.2%の人が「自宅」と回答しています。「施設入所」の希望者は3.5%です。
- 現在、福祉施設に入所している38人のうち12人は「施設」(31.6%)、8人は「自宅」(21.1%)、6人は「グループホーム」(15.8%)で暮らしたいと回答しています。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

【年齢】	自宅暮らし たい	夜間や休日、 入浴、排せ つ、食事の介 護などを受け ながら、共同 生活を行う住 居で暮らした い(ケアホー ム)	夜間や休日、 相談や日常 生活上の援 助を受けな がら、共同 生活を行う住 居で暮らした い(グループホ ーム)	施設に入所し て暮らした い	病院に入院し て暮らした い	その他	無回答
TOTAL n=770	84.2%	0.8%	1.6%	3.5%	0.4%	0.9%	8.7%
10代未満 n=3	100.0%	-	-	-	-	-	-
10代 n=6	83.3%	16.7%	-	-	-	-	-
20代 n=7	71.4%	14.3%	-	-	-	14.3%	-
30代 n=23	87.0%	-	-	8.7%	-	4.3%	-
40代 n=38	94.7%	-	-	2.6%	-	-	2.6%
50代 n=86	87.2%	1.2%	1.2%	2.3%	-	2.3%	5.8%
60代 n=172	85.5%	1.2%	1.2%	4.1%	-	-	8.1%
70歳以上 n=409	82.9%	0.2%	1.7%	3.7%	0.7%	0.7%	10.0%
<b>【現在の生活場所】</b>							
自宅 n=690	89.7%	0.7%	0.6%	1.7%	0.3%	0.6%	6.4%
病院 n=22	54.5%	-	4.5%	4.5%	4.5%	-	31.8%
福祉施設 n=38	21.1%	-	15.8%	31.6%	-	5.3%	26.3%

### 【知的障がい者】

- 今後、希望する暮らし場所としては、60.5%の人が「自宅」、10.2% (22人)が「共同生活介護(ケアホーム)」、7.9% (17人)が「共同生活援助(グループホーム)」、10.2%が「施設」と回答しています。
- 年齢別にみると、20代・30代では約2割が「共同生活介護(ケアホーム)・共同生活援助(グループホーム)」の利用を希望していることがわかります。
- 現在、自宅で暮らしている人のうち7.7%が「共同生活介護(ケアホーム)」、8.8%が「共同生活援助(グループホーム)」での生活を希望しています。また、現在、福祉施設に入所している25人のうち、8人は「共同生活介護(ケアホーム)」(32.0%)、で暮らしたいと回答しています。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

	自宅で暮らしたい	夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(ケアホーム)	夜間や休日、相談や日常生活上の援助を受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
【年齢】							
TOTAL n=215	60.5%	10.2%	7.9%	10.2%	1.4%	1.9%	7.9%
10代未満 n=31	74.2%	6.5%	6.5%	-	-	3.2%	9.7%
10代 n=42	81.0%	4.8%	9.5%	2.4%	-	-	2.4%
20代 n=58	60.3%	12.1%	10.3%	13.8%	-	1.7%	1.7%
30代 n=38	44.7%	13.2%	7.9%	15.8%	-	2.6%	15.8%
40代 n=22	50.0%	9.1%	9.1%	13.6%	4.5%	4.5%	9.1%
50代 n=6	50.0%	-	-	50.0%	-	-	-
60代 n=10	30.0%	30.0%	-	-	10.0%	-	30.0%
70歳以上 n=2	-	-	-	50.0%	50.0%	-	-
【現在の生活場所】							
自宅 n=181	70.2%	7.7%	8.8%	6.1%	-	0.6%	6.6%
病院 n=4	-	-	-	25.0%	75.0%	-	-
福祉施設 n=25	-	32.0%	4.0%	40.0%	-	8.0%	16.0%

【精神障がい者】

- 今後、希望する暮らし場所としては、76.0%の人が「自宅」と回答しています。「共同生活援助(グループホーム)」の利用希望は4.8%(7人)です。
- 現在、自宅で生活している人のうち4.0%(5人)は、今後は「共同生活援助(グループホーム)」での生活を希望していることがわかります。

今後、希望する日中の過ごし方(複数回答)

	自宅で暮らしたい	夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(ケアホーム)	夜間や休日、相談や日常生活上の援助を受けながら、共同生活を行う住居で暮らしたい(グループホーム)	施設に入所して暮らしたい	病院に入院して暮らしたい	その他	無回答
【現在の生活場所】							
TOTAL n=146	76.0%	0.7%	4.8%	6.2%	1.4%	6.2%	4.8%
自宅 n=125	83.2%	0.8%	4.0%	4.0%	-	5.6%	2.4%
病院 n=10	30.0%	-	-	20.0%	20.0%	-	30.0%
福祉施設 n=7	14.3%	-	28.6%	28.6%	-	14.3%	14.3%

## (8) 災害対策について

### 【身体障がい者】

- 地震や台風などの災害が起こった際の不安としては、44.7%の人が「避難する際の不安」、36.2%が「避難先での不安」をあげています。
- 障がいの種類別にみると、視覚障がい者では「避難する際の不安」を感じている人が57.9%と特に多く、聴覚障がい者では「災害の状況が伝わってこない場合の不安」を感じている人が50.7%と特に多くなっています。
- 災害に備えて、または災害時に必要と思う対策としては、47.3%の人が「避難しやすい避難所の整備」をあげています。
- 障がいの種類別にみると、視覚障がい者と聴覚障がい者では、6割以上の人が「避難時において視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した情報提供を行う」ことをあげています。

災害が起こった際の不安(複数回答)

【障害の種類】	災害の状況が伝わってこない場合の不安	避難する際の不安	避難先での不安	その他	特にない	わからない
TOTAL n=770	29.2%	44.7%	36.2%	4.7%	15.8%	10.0%
視覚障がい n=57	43.9%	57.9%	45.6%	5.3%	8.8%	7.0%
聴覚障がい n=69	50.7%	42.0%	29.0%	1.4%	11.6%	11.6%
平衡機能障がい n=13	15.4%	30.8%	15.4%	7.7%	23.1%	7.7%
音響機能障がい n=15	26.7%	46.7%	40.0%	6.7%	-	13.3%
肢体不自由 n=326	22.7%	49.1%	40.5%	3.1%	15.3%	12.3%
内部障がい n=217	28.1%	35.9%	35.5%	7.4%	21.2%	7.4%

災害に備えて、または災害時に必要と思う対策(複数回答)

【障害の種類】	避難しやすい避難所を整備する	避難時の障害者用設備を配置する	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う	地域で助け合える体制を整備する	緊急通報システムを整備する	避難時の介助人などを確保する	避難時における視覚・聴覚障害者に配慮した情報提供	避難時の生命・安全・維持装置を確保する	避難所で補装具等の貸出しを行う	避難訓練等への参加ができるようにする	避難所での手話通訳者、ガイドヘルパーなどを確保する
TOTAL n=770	47.3%	35.2%	32.1%	30.9%	30.1%	25.1%	22.5%	21.6%	15.3%	11.3%	10.5%
視覚障がい n=57	47.4%	35.1%	38.6%	35.1%	36.8%	40.4%	68.4%	24.6%	21.1%	14.0%	21.1%
聴覚障がい n=69	49.3%	17.4%	27.5%	33.3%	31.9%	21.7%	60.9%	11.6%	13.0%	11.6%	34.8%
平衡機能障がい n=13	30.8%	15.4%	7.7%	23.1%	23.1%	15.4%	-	-	-	7.7%	-
音響機能障がい n=15	33.3%	26.7%	20.0%	26.7%	26.7%	13.3%	26.7%	6.7%	13.3%	-	6.7%
肢体不自由 n=326	44.2%	48.8%	34.4%	31.9%	28.5%	29.4%	13.8%	12.6%	17.2%	12.3%	6.4%
内部障がい n=217	52.5%	23.5%	31.3%	27.2%	33.6%	18.4%	12.4%	39.6%	14.3%	10.6%	7.4%

### 【知的障がい者】

- 地震や台風などの災害が起こった際の不安としては、57.7%が「避難先での不安」、47.9%が「避難する際の不安」をあげています。
- 災害に備えて、または災害時に必要と思う対策としては、半数以上の人が「避難しやすい避難所の整備」、「避難時の介助人などを確保する」をあげています。

災害が起こった際の不安(複数回答)

	災害の状況が伝わってこない場合の不安	避難する際の不安	避難先での不安	その他	特にない	わからない
TOTAL n=215	32.6%	47.9%	57.7%	4.2%	9.3%	8.4%

災害に備えて、または災害時に必要と思う対策(複数回答)

	避難しやすい避難所を整備する	避難時の介助人などを確保する	地域で助け合える体制を整備する	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う	緊急通報システムを整備する	避難訓練等への参加ができるようにする
TOTAL n=215	53.0%	50.2%	39.1%	25.1%	20.0%	16.3%

### 【精神障がい者】

- 地震や台風などの災害が起こった際の不安としては、45.9%が「避難先での不安」をあげています。
- 災害に備えて、または災害時に必要と思う対策としては、約半数の人が「避難しやすい避難所の整備」をあげています。

災害が起こった際の不安(複数回答)

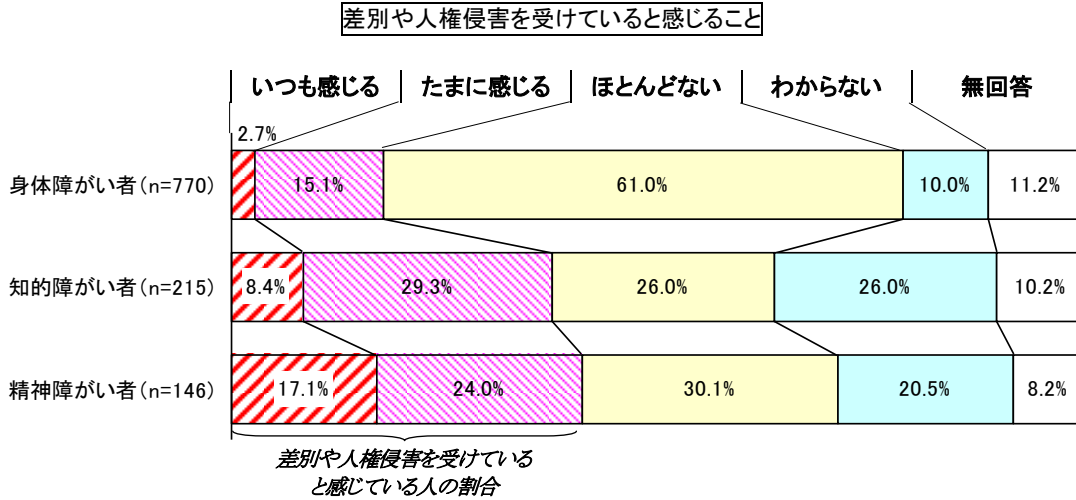
	災害の状況が伝わってこない場合の不安	避難する際の不安	避難先での不安	その他	特にない	わからない
TOTAL n=146	29.5%	39.0%	45.9%	14.4%	9.6%	16.4%

災害に備えて、または災害時に必要と思う対策(複数回答)

	避難しやすい避難所を整備する	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う	地域で助け合える体制を整備する	避難時の介助人などを確保する	緊急通報システムを整備する	避難訓練等への参加ができるようにする
TOTAL n=146	53.4%	41.1%	41.1%	28.8%	28.1%	19.9%

## (9) 差別や人権侵害について

- 差別や人権侵害を受けていると感じている人の割合（「たまに感じる」＋「いつも感じる」）は、身体障がい者では17.8%、知的障がい者では37.7%、精神障がい者では41.1%となっています。



## (10) 障がい者施策を進めていくにあたって市が充実させること




- 今後、障がい者施策を進めていくにあたって、市が特に充実させていけばよいと思うこととしては、身体障がい者では「福祉のまちづくり」、知的障がい者では「教育」「入所施設」、精神障がい者では「早期対応」「就労支援」に関する要望が強くなっています。

**障がい者施策を進めていくにあたって市が充実させること**

(複数回答)		1位	2位	3位	4位	5位
【障がい種別】						
身体障がい者	n=770	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 43.5%	早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること 30.9%	障がいのある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 24.2%	仕事につけるように手助けすること 24.0%	入所できる施設を整備すること 24.0%
知的障がい者	n=215	障がいの特性を理解し、子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること 53.0%	入所できる施設を整備すること 50.7%	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 44.2%	仕事につけるように手助けすること 41.4%	早期発見・早期治療を考えて、早い段階での適切な対応に努めること 40.0%
精神障がい者	n=146	障がいに対し、早い段階での適切な対応に努めること 47.3%	仕事につけるように手助けすること 46.6%	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること 45.9%	障がいのある人が住みやすい公営住宅などを整備すること 39.0%	入所できる施設を整備すること 34.9%

# 第1部 障がい者福祉の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

-  この計画は、障害者基本法の基本的理念\*を踏まえるものとします。
-  ソーシャル・インクルージョン\*の考え方に基づき、誰もが本市において、様々な分野に積極的に参加し、自由に活動できる社会環境づくりをめざします。
-  その人の状態と環境の両面から生活のしやすさをみていこうとするICF（国際生活機能分類）\*の視点に立ち、障がいのある人の自立と社会参加に向け、一人ひとりのニーズに合った支援をめざします。

\* 障害者基本法の基本的理念：

第三条 「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・ 全ての障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・ 全ての障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・ 全ての障害者は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

\* ソーシャル・インクルージョン： 障がいなどのハンディのある人とそうでない人が住み分けるのではなく、お互いに地域社会の仲間として生きていく、共生社会をつくっていくこと。（インクルージョンとは包み込む、あるいは包含するということで、ソーシャル・インクルージョンとは社会的に包み込むということ。）

\* ICF（国際生活機能分類）： ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障がいの分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されました。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことです。



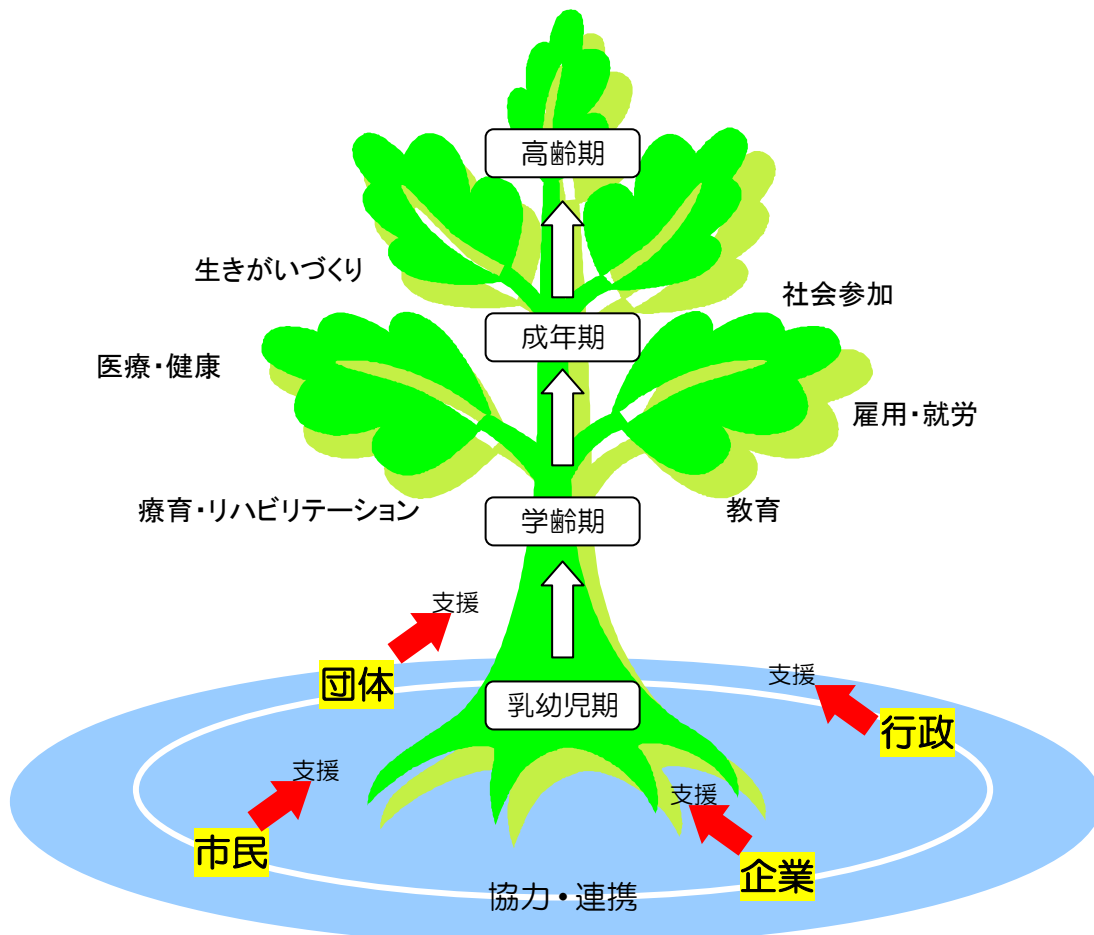
## 2. 計画の基本的視点

### 視点 1

### 誰もが自分らしく生きられる環境を整備する

- ・ 障がいのある人が主体性・自立性をもって積極的に社会に参加し、自分らしく生きられるよう、行政だけでなく、地域住民や企業、団体など、市を構成するすべての人たちが一緒になって、一人ひとりの能力や意思を最大限尊重するような環境を整えていく必要があります。
- ・ 特に、常時介護を必要とする重度の障がい者も、必要とするサービスや機器を利用し、周囲の支援を受けながら自分の個性を発揮し、生活できるよう、QOL（生活の質）\*の面からもきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

\* QOL（生活の質）： Quality Of Life の略。生活者自身が感じる満足度、安定感、幸福感などを規定する諸要因の質。



『北本市で自分らしく生きる』 それを地域全体でサポート

## 視点 2

## 必要とするサービス・支援をいつでも利用できるように制度を充実する

- ・ いつでも、どこでも、誰もが、必要とするサービスを利用できるように、①必要なときにいつでも簡単な手続きで利用できる、②身近なところで利用できる、③必要とする人が公平に利用できる、④サービスの量・質が十分に確保され、利用者が選択できる、という4つの点で制度の充実を図る必要があります。また、サービスの利用に関する全般的な相談に、ワンストップで応える体制を構築していく必要があります。
- ・ 障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの体系は「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「地域生活支援事業」という大きな枠組みの中で再編成されましたが、将来にわたる市内のサービス提供基盤の整備をめざし、計画的・段階的にサービス水準の確保を図っていく必要があります。

## 視点 3

## みんなが安心、安全に暮らせるまち、快適に暮らせるまちづくりを推進する

- ・ 交通機関や建築物などの物理的な障壁、障がいのある人は特別な存在であるという意識上の障壁、視覚障がい者や聴覚障がい者などが必要な情報を得られないといった情報面での障壁など、すべての障壁の除去（バリアフリー化）をしていく必要があります。その際には、特定の障がい者へ対応した障壁の除去だけでなく、あらかじめ誰にとっても快適な環境を作るというユニバーサルデザインの考え方に立ち、快適に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。
- ・ 障がいのある人たちが、地域で安心して生活していくためには、災害時要援護者に配慮した防災対策や、障がいのある人たちが犯罪や事故に巻き込まれない対策を積極的に展開し、安心して、安全に暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

### 3. 計画の基本目標

#### 《権利擁護や相互理解・交流に関して》

##### 基本目標 1 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして

障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人が差別されたり、権利を侵害されたりすることがないように、啓発活動や各種施策を推進していきます。また、すべての人が互いに尊重しあい、共に活動できる地域づくりに向けて、障がいのある人に対する正しい理解を深めるための広報・啓発活動を推進するとともに、福祉のこころを醸成するための福祉教育やボランティア活動の促進により、こころのバリアフリー化を図ります。

さらに、障がいのある人が様々な社会活動に参加して豊かな生活を送ることができるよう、コミュニケーション環境の整備により、活動のための基盤を整備するとともに、スポーツや文化・レクリエーション活動の振興を図ります。

#### 《日々の暮らしの基盤づくりに関して》

##### 基本目標 2 すこ健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、保健・医療の充実が重要な要件となります。このため、疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立を図ります。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携して、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、具体的な連携の方法についても検討を進めていきます。

##### 基本目標 3 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして

障がいのある人が住みなれた地域で、自らが望む生活を送るために必要なサポートとして、各種の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、生活施設や通所施設等を利用したサービスの充実を図ります。なお、障害者自立支援法に基づく制度においては、サービス利用者の選択・自己決定はさらに重要になって

くることから、選択の基本となる情報提供、自己決定をサポートする体制の整備を進めていきます。

## 《社会参加へ向けた自立支援に関して》

### 基本目標 4

### 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして

一人ひとりの障がいの種別・程度等を考慮し、その成長段階において最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉の関係分野の連携により、障がい児とその家族の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制づくりに取り組みます。

### 基本目標 5

### 多様な就労機会の確保をめざして

働く意欲のある障がい者が障がいの程度にかかわらず、その適性と能力に応じて就労の機会が得られるように、雇用の促進と就業環境の向上を図ります。また、福祉的な就労の場の整備・充実を図り、安定的な運営ができるよう支援します。

## 《暮らしやすい環境整備に関して》

### 基本目標 6

### 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして

障がいのある人や高齢者が安全で快適に暮らせるまちづくりはすべての人にやさしいまちづくりにつながるという考え方を基本に、市民の理解と協力を得ながら、生活に関わるあらゆる場面において障壁（バリア）を取り除くための整備を推進します。

## 4. 施策の体系

けんり しようご  
権利擁護や  
そうご りかい  
相互理解・  
こうりゅう かん  
交流に関し  
て

基本目標 1 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして

1. 権利擁護や理解・交流の促進

2. 地域福祉活動・ボランティア活動の促進

3. 社会参加の促進

ひびく  
日々の暮らし  
の基盤づ  
くりに関し  
て

基本目標 2 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

1. 予防・早期発見の推進

2. 医療・リハビリテーションの充実

基本目標 3 必要なときにいつでも受けられる福祉サービスをめざして

1. 相談体制・情報提供体制の整備

2. 生活支援サービスの充実

3. サービス利用の支援

しゃかい さんか  
社会参加へ  
むけたじりつ  
自立  
しえん かん  
支援に関し  
て

基本目標 4 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして

1. 障がい児保育・就学前教育の充実

2. 学校教育の充実

基本目標 5 多様な就労機会の確保をめざして

1. 雇用対策・就労支援の推進

2. 福祉的就労の推進

く  
暮らしやす  
い環境整備  
に関して

基本目標 6 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして

1. 福祉のまちづくりの推進

2. 住環境の整備

3. 防災・防犯体制の整備

## だい ぶ かくろん 第2部 各論

### だい しょう だれ さんか かつどう 第1章 誰もが参加し活動するまちづくりをめざして

#### 1. けんりようご りかい こうりゅう そくしん 1. 権利擁護や理解・交流の促進

---

##### 《現状と課題》

- 障がいのある人の中には、十分な自己決定や意思表示が困難な場合があり、結果として人権や財産に侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制の充実が求められています。特に、障害者自立支援法の改正により、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業が必須化されたことから、より一層、制度利用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

本市においては、埼玉県社会福祉協議会の権利擁護センターのリーフレット等を活用し、啓発活動に努めているほか、窓口での相談の際などには、権利擁護センターの利用を進める等の対応を積極的に行っています。

- 国は、障がいや障がいのある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加意識の高揚を図るため、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定め、多彩な行事の開催や、積極的な広報・啓発活動を行っています。また、9月1日から30日までの「障害者雇用支援月間」においては、障害者雇用優良事業所等の発表等も行っています。

本市においても、市広報紙等を活用し、広報・啓発を進めていますが、アンケート結果をみても、現状では、障がいや障がいのある人たちに対する理解が十分であるとはいえないことから、今後も継続的に、様々な機会をとらえ、広報・啓発活動を推進していく必要があります。

- 学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を積極的に設けることが規定されています。

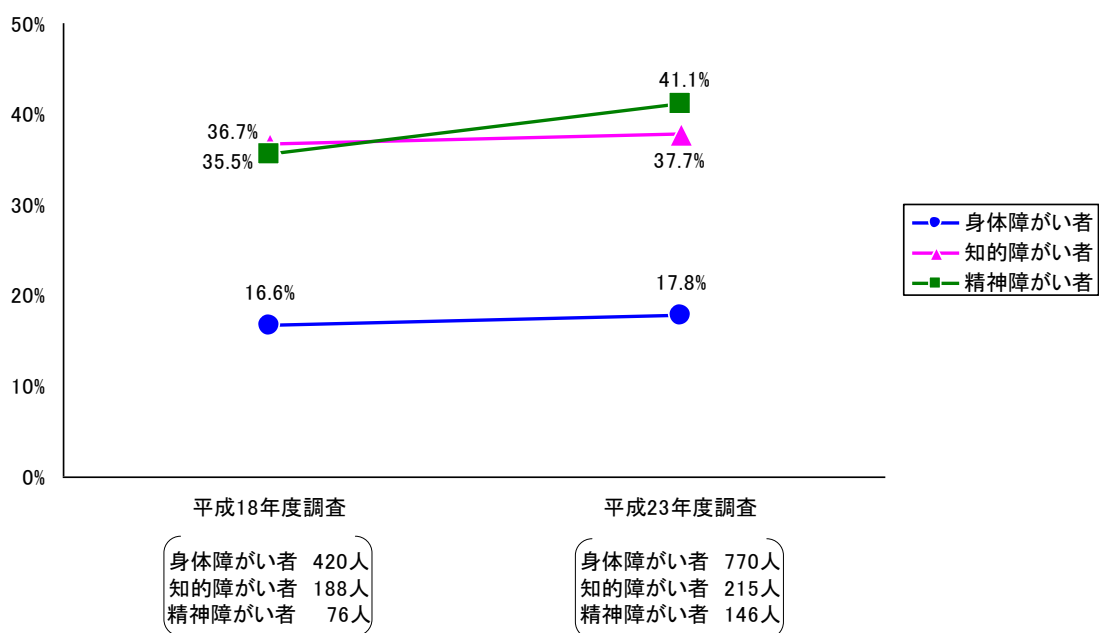
本市においても、車いす体験、アイマスク体験、点字体験などの学習が実施されています。また、福祉協力校（社会福祉協議会が指定）においても福祉教育の推進が図られています。

- 平成 14 年に身体障害者補助犬法が施行され、盲導犬、介助犬、聴導犬を同伴した障がいのある人の受け入れが、交通機関や公共施設、デパートやホテルなどに義務付けられました。同法は、平成 19 年に改正され、平成 20 年 4 月からは、常勤労働者 56 人以上の企業に関しては、補助犬の受け入れが義務化されることになりました。また、都道府県に補助犬のトラブルに関する相談窓口が設置されることになりました。
- 平成 23 年 6 月に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されます。同法は、障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律で、障がい者への虐待を見つけた人に市町村への通報を義務づけるほか、虐待が疑われる家庭への市町村の立ち入り調査も可能になります。

### 《アンケート結果》

- 障がいがあることで、差別や人権侵害を受けていると感じることがある人の割合は、身体障がい者では 17.8%、知的障がい者では 37.7%、精神障がい者では 41.1%となっています。この割合は、平成 18 年度の調査よりも若干上がっていますが、今後はこの割合がより小さくなるよう、一層、障がいや障がいのある人たちへの市民の理解を広めるための取り組みを進めていくことが大切です。

《差別や人権侵害を受けていると感じることが「いつもある」「たまにある」人の割合》



## 《今後の方向性》

- 地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。
- 今後は、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで、行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に努めていきます。
- 施設や病院から地域生活への意向を進めていくうえで、地域住民の理解と支援は必要不可欠であり、今後も、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及に努めていきます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人々が活動をともにすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であることから、今後も、共に過ごす機会の創出・拡大に努めていきます。

## 《主要施策》

### 1 成年後見制度（福祉課）

成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。本市では、地域生活支援事業のうち、「相談支援事業の機能強化」の一環として「成年後見制度利用支援事業」を実施し、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援しています。

### 2 日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）（県社会福祉協議会）

埼玉県社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない方々に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、成年後見制度と同様にその方の権利を擁護する事業です。市社会福祉協議会にて相談を受け付けています。援助の内容は、「福祉サービスの利用援助」、「日常生活上の手続き援助」、「日常的金銭管理」、「書類等預かりサービス」等です。



### 3 啓発・広報活動の充実（福祉課）

市広報紙やホームページを活用した啓発・広報活動を充実させ、障がいや障がいのある人たちへの市民の理解を広めていきます。特に、障がいのある人たちの活動やボランティア団体の活動状況については、広く市民に知られていない状況もうかがえることから、障害者週間に合わせた特集を組んだり、継続的な特集記事を掲載するなど、効果的な広報の仕方についても検討していきます。また、身体障害者補助犬法についても、まだ十分に周知されているとは言えないことから、今後も引き続き制度の周知を図っていきます。

### 4 発達障がい者支援のための「サポート手帳」の配布（福祉課・こども課）

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい及び学習障がいなどの発達障がい者について、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援や、様々な生活場面で障がいの特性を適切に理解してもらうため、「サポート手帳」を配布し、普及します。



### 5 きたもと福祉まつりの充実（社会福祉協議会・福祉課）

総合福祉センターで開催している「きたもと福祉まつり」の内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加への呼びかけを積極的に進めていきます。

### 6 市職員への啓発の推進（総務課）

市職員の障がいや障がいのある人への理解を深めるため、障がいの擬似体験や手話講習会、福祉施設での研修機会の充実を図ります。

### 7 福祉の心を育む教育の充実（生涯学習課・学校教育課・社会福祉協議会・福祉課）

学校、社会教育機関、社会福祉協議会などが相互に連携し、福祉施設、地域活動などの体験学習を通して、ボランティア教育等の推進を図るとともに、福祉の心を育む教育の充実に努めます。具体的には、市内小中学校の総合学習等での福祉体験のときに、ボランティア経験者等に講師を依頼するなど、地域とのつながりや障がいの理解と福祉の心を育む取り組み等を実施しています。

参考：障がい者のシンボルマークについて

シンボルマーク	(上段)マークの名称 (下段)関係団体・機関	マークの概要、使用方法など
	障がい者のための国際シンボルマーク 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会	このマークは、障がいのある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障がい者を対象としたもので、とくに車イスを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません。このマークの使用や著作権については、財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合	このマークは、世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがあります。この信号機は視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	聴覚障がい者を表示する国際シンボルマーク 世界ろう連盟	このマークは、世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。1980年に一般で紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。
	聴覚障がい者のシンボルマーク(国内:耳マーク) (社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	このマークは、聴覚障がいを示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手に分かれば相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」と同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	「ハート・プラス」マーク 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハート・プラスの会	このマークは、心臓疾患などの内部障がいがあることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。身体に「内部障がい・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からは判らないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク 社団法人日本オストミー協会	このマークは、オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	身体障害者補助犬(ほじょけん)啓発マーク 厚生労働省 社会・援護局	このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザインのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。
	身体障がい者標識(四つ葉のクローバーマーク) 各警察署 交通安全協会	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク) 各警察署 交通安全協会	このマークは、政令で定める程度の聴覚障がい者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている方は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

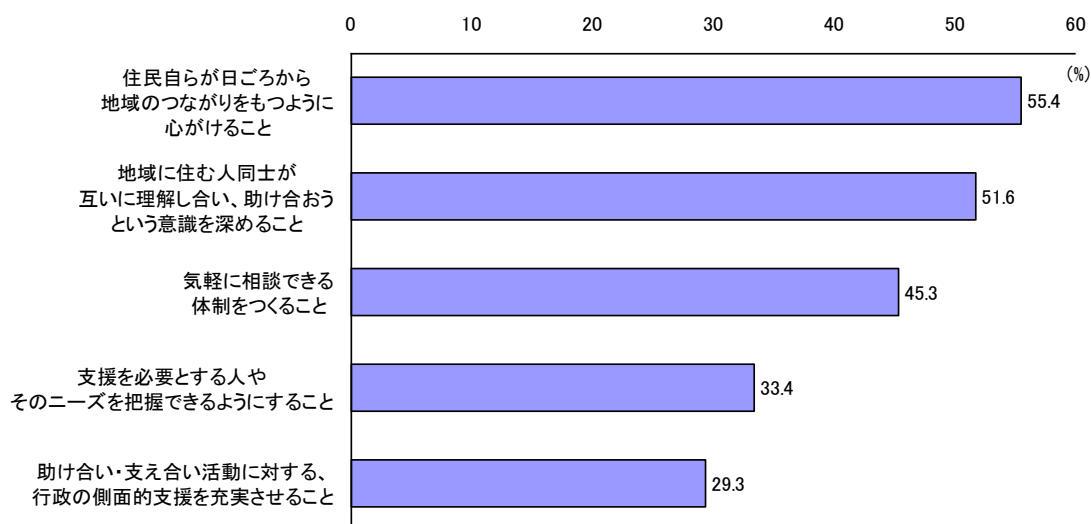
資料：埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)より

## 2. ちいきふくしかつどう 地域福祉活動・ぼらんていあかつどう ボランティア活動の促進 そくしん

### 《現状と課題》

- 近年、家族形態・扶養意識の変化、退職する団塊の世代の増加による自由時間の増大、生活の質の重視等を背景として、ボランティア活動への関心が高まってきています。
- 社会福祉協議会では、各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや継続的な支援体制の構築に努めています。現在、北本市ボランティアセンターにおいて、ボランティア相談・登録、ボランティア体験学習事業等を行っており、平成 22 年度のボランティア登録者は、個人登録 70 名、グループ登録 40 グループ（836 名）です。今後は、ボランティア登録者の増加と、ボランティア養成講座修了者の実際の活動への参加促進が課題となります。
- 社会福祉法では、地域福祉活動への住民参加の促進等について、地域福祉計画を策定することが規定されています。本市では、平成 23 年度、平成 24 年度の二年間で策定する予定です。

### 《助け合い・支え合いの輪を広げるために必要なこと(上位5項目、複数回答)》



※「北本市地域福祉計画策定に向けてのアンケート調査報告書(平成 24 年 1 月)」より

## 《今後の方向性》

- 地域福祉計画を策定し、地域福祉活動への住民参加を促進していきます。
- 北本市社会福祉協議会の社協だより「やさしい手」やホームページ、また市の広報やホームページ等を活用し、市内で実際に行われているボランティア活動の状況を広報し、市民の理解・協力・参加を求めていきます。
- ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動を行う人が、地域で確実に結びつくよう、北本市ボランティアセンターを中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。

## 《主要施策》

### 1 地域福祉計画の策定（福祉課）

市民生活のすべての領域を支える地域福祉の推進には、安全・安心な地域の暮らしを支えるための行政の総合的な取り組みが必要です。今後、住民の参画を得て、地域福祉計画の策定を推進します。平成23年度と24年度の二年間で、住民の参画を得ながら、地域福祉計画を策定します。

### 2 ボランティアの普及・育成（社会福祉協議会）

手話奉仕員養成講習会や精神保健福祉ボランティア養成講座等、各種ボランティア養成講座について、内容の充実を図るとともに、参加促進のためのPRや開催方法を検討します。また、養成講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップ体制を充実させていきます。

### 3. しゃかいさんか そくしん 社会参加の促進

#### 《現状と課題》

- 平成13年度から、それまで別々に開催されていた身体障がいのある人と知的障がいのある人の全国スポーツ大会が統合され、全国障害者スポーツ大会として開催されています。  
本市においても、県スポーツ大会「ふれあいピック」等への参加促進を図るとともに、参加者への支援に努めています。今後は、それぞれの障がいの特性に応じた適切な指導ができるスポーツ指導者の確保が課題となります。
- 市内で行われる様々な行事への参加については、障がいのある人の親の高齢化が進んでいることなどから、付き添い者の確保が課題となっています。今後は、ボランティアの協力など、受け入れ体制・支援体制の整備について検討していく必要があります。

#### 《アンケート結果》

- 障がいのある人の多くが、旅行、趣味などのサークル活動、スポーツやレクリエーションなどに参加したいと考えていますが、実際の参加率は参加希望率に比べて低くなっています。例えば、精神障がい者では「趣味などのサークル活動」に実際に参加している人は13.0%ですが、参加してみたいと考えている人は34.9%にのぼります。

《最近行った活動(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	買い物 53.2%	旅行 28.8%	趣味などのサークル活動 15.2%	地域の行事やお祭 14.2%	スポーツやレクリエーション 11.6%
知的障がい者 n=215	買い物 68.8%	旅行 47.9%	スポーツやレクリエーション 28.4%	地域の行事やお祭 21.4%	障がい者団体の活動 14.0%
精神障がい者 n=146	買い物 66.4%	旅行 21.9%	スポーツやレクリエーション 17.8%	趣味などのサークル活動 13.0%	講座や講演会などへの参加 8.9%

《今後してみたい活動(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	旅行 50.1%	買い物 36.0%	趣味などのサークル活動 22.2%	スポーツやレクリエーション 16.1%	地域の行事やお祭 14.0%
知的障がい者 n=215	旅行 58.6%	買い物 54.9%	スポーツやレクリエーション 38.1%	地域の行事やお祭 26.0%	趣味などのサークル活動 17.2%
精神障がい者 n=146	買い物 50.0%	旅行 43.8%	趣味などのサークル活動 34.9%	スポーツやレクリエーション 25.3%	地域の行事やお祭 19.2%

- 希望する活動に参加するためには、知的障がい者では「一緒に行く仲間がいること」、精神障がい者では「活動する場所が近くにあること」などが多くあげられています。

《余暇活動等に参加するために必要な条件(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	障がいのある人に配慮した施設や設備があること 27.1%	活動する場所が近くにあること 25.6%	一緒に行く仲間がいること 24.0%	活動についての情報が提供されること 23.2%	外出のための手段が確保されていること 20.3%
知的障がい者 n=215	一緒に行く仲間がいること 46.0%	介助者・援助者がいること 41.9%	活動する場所が近くにあること 40.0%	適切な指導者がいること 36.3%	—
精神障がい者 n=146	活動する場所が近くにあること 43.8%	一緒に行く仲間がいること 41.8%	活動についての情報が提供されること 37.0%	適切な指導者がいること 32.2%	魅力的な内容であること 31.5%

## 《今後の方向性》

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動を、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会の提供を図っていきます。
- 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聞きながら、より参加しやすい内容を企画立案するとともに、当事者や支援者が参加しやすい環境の整備に努めます。

## 《主要施策》

### 1 スポーツの振興（福祉課）

県スポーツ大会や全国大会への参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、今後は、障がい者スポーツ指導員の育成・確保についても検討を進めます。

### 2 文化・レクリエーション活動の促進（福祉課・各公民館）

障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの各種行事への参加を促進します。

### 3 中央図書館における対面朗読・録音図書の貸し出し（中央図書館）

中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図ります。なお、今後も引き続き、録音図書のデイジー化を進めます。

### 4 共用品・共用サービスの普及・啓発（福祉課）

総合福祉センターの福祉用具展示コーナーや、庁舎へのユニバーサルデザイン自動販売機の設置など、身体的な特性や障がいにかかわらず、より多くの人々が利用しやすい製品・施設・サービス（共用品・共用サービス）の普及・啓発に努めます。

## だい しょう すこ あんしん く ほけん いりょう 第2章 健やかで安心して暮らせる保健・医療をめざして

### 1. よぼう そうきはっけん すいしん 1. 予防・早期発見の推進

---

#### 《現状と課題》

- 心身の発達に遅れのおそれのある子どもに対しては、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と支援を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

本市においても、乳児健診、1歳6か月児及健診、3歳児健診を実施し、乳幼児の健康状態と発育状態を定期的に把握し、乳幼児の健康増進を図っています。

- 脳卒中や心臓病などの疾病による障がいについては、障がいの発生予防、疾病の早期発見、早期治療のための健康診査、健康相談、健康教室の充実が求められます。

平成20年度からは、医療保険による特定健康診査・保健指導を実施し、疾病の予防に努めます。また、成人健康相談を通年で実施しているほか、糖尿病予防教室等の各種健康教室を開催しています。



## 《今後の方向性》

- 健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの種類や程度に応じ、適切な療育を実施する体制の整備を進めていきます。
- 障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいのある子どもが、将来社会で自立して生活できるよう、様々な支援をしていきます。
- 生活習慣病など予防が可能な疾病による障がいを予防するため、市民が主体的に健康づくりを進めるよう支援対策を推進します。

## 《主要施策》

### 1 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実（健康づくり課）

妊娠・出産における疾病の予防や早期発見を行うための妊婦健康診査を実施し、安心して出産できるよう相談事業の充実を図ります。また、乳幼児健康診査等により、乳幼児の発育・発達や健康上の問題を早期に把握し健全育成に努めます。

### 2 1歳6か月児事後相談の充実（健康づくり課、こども課）

個別相談にて、1歳6か月児健診後等の経過観察児を対象として、発達を促すかかわり方についての助言や相談を行います。

### 3 訪問指導の充実（健康づくり課）

相談者の健康状態や生活環境に則した支援ができるよう、訪問指導を充実します。現在は、乳児家庭訪問や、未熟児支援、成人訪問指導等を実施し、ハイリスクの家庭に対する個別支援も行います。

### 4 健康づくり意識の啓発（健康づくり課）

糖尿病予防教室、健康づくり講演会、精神保健講演会等の各種事業を実施し、健康づくり意識の啓発に努めます。

## 5 健康診査、健康相談、健康教室の充実（健康づくり課・保険年金課）

各医療保険者に義務付けられた特定健康診査、保健指導を国民健康保険被保険者に対し行うとともに、健康増進法に基づき、がん・脳卒中・心臓病及び糖尿病等の合併症による障害を未然に防ぐために、生活習慣病の早期発見・早期予防を目的とした健康診査および健康教室を行います。また、心の健康についてもうつ病や認知症等の講演会を行い知識の普及を行います。

## 6 相談体制の充実（健康づくり課）

各年代層に応じた健康相談を充実し、医療機関との連携の下、支援体制の構築に努めます。また、健康情報の提供も行います。

## 2. 医療・リハビリテーションの充実

### 《現状と課題》

- 障がいのある人は、何らかの疾病を抱えていることが多いものの、医療機関の設備や建物の構造、さらには専門的な医療機関が身近にないことなどの課題も指摘されます。このため、障がいのある人が安心して受診できる医療機関に関する情報の集約・提供や、ネットワークの整備についても検討を進める必要があります。
- 障がいのある人に対する相談・判定、医療から職能訓練、社会復帰までの一貫したリハビリテーション体制を総合的に整えることが重要ですが、市内ですべての体制を整えることは難しい状況にあります。したがって、総合的なリハビリテーションについては、県の総合リハビリテーションセンターを紹介するなど、常に緊密な連携体制がとれるように努めています。  
また、市内では、障がいのある子どもについては「こども療育センター」、障がいのある人については総合福祉センターで実施している「生活介護事業」、障がいのある介護認定者については「デイサービスセンター」等で、それぞれリハビリテーションや療育を実施しています。

### 《アンケート結果》

- 知的障がい者の22.9%は、「障がいのために症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない」、精神障がい者の21.1%は「障がいのために自覚症状等がうまく伝わらない」ことで困っていると回答しています。

#### 《健康管理や医療で、困ったり不便に思うこと(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	医療費の負担が大きい 41.7%	専門的な治療を行う医療機関がない 6.8%	往診を頼める医師がいない 5.8%	受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分 5.7%	近所に診てくれる医師がいない 5.3%
知的障がい者 n=215	障がいで症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない 18.6%	受診手続き等、障がいのある人への配慮が不十分 10.2%	専門的な治療を行う医療機関がない 9.8%	医療費の負担が大きい 8.8%	歯科診療を受けられない 7.9%
精神障がい者 n=146	障がいのために自覚症状等がうまく伝わらない 22.6%	障がいのために主治患以外の病気診療などを受けにくい 21.2%	医療機関(主治医)までの通院手段が確保しにくい 20.5%	医療機関のスタッフの障がいに対する理解や認識が薄い 16.4%	障がい者を診療してくれる医療機関が少ない 13.7%

注) 精神障がい者調査は「精神科・神経科以外の治療の際に困ること」

## 《今後の方向性》

- 障がいのある人が安心して医療・リハビリテーションを受けられるよう、医療体制の整備・充実、及び必要な情報の提供に努めます。
- 障がいのある人が安心してリハビリテーションや療育を受けられるよう、総合福祉センター、こども療育センターの充実を図ります。
- 市内医療機関等において医療等の対応が困難な場合は、県内医療機関等との連携体制の構築に努めます。

## 《主要施策》

### 1 専門医療機関と地域の医療機関の連携（健康づくり課）

疾病等の理由により、地域の医療機関で予防接種を実施することが困難な児に対して、埼玉県立小児医療センター等の医療機関に委託して実施しています。今後も乳幼児の定期予防接種を適正な時期に実施できるよう専門医療機関との連携に努めます。乳幼児健康診査等で専門的な診断が必要とされた場合に適切な対応が取れるよう専門医療機関等の連携の構築に努めます。

### 2 夜間・休日・緊急時の医療体制の充実（健康づくり課）

医師会による休日・夜間診療、小児救急医療を実施しています。今後も夜間・休日・緊急時の医療体制の充実を図ります。

### 3 歯科医療の充実（健康づくり課、こども課、福祉課）

障がい者(児)に対応する身近な歯科医院について、利用促進に向けての情報提供に努めます。あわせて、一般の歯科診療所では対応が困難な重度の障がい者(児)に対しては、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介していきます。

### 4 自立支援医療（福祉課）

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。更生医療では、生活上の便宜を増すために障がいの程度を軽くしたり、機能を回復したりすることができるような医療を、県が指定する医療機関で受けられます（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析療法、じん臓移植術など）。精

神通院医療では、精神疾患で通院による治療を行う場合に受けられます。

#### **5 重度心身障害者医療費助成制度 (福祉課)**

1級、2級、3級の身体障害者手帳所持者、㊤、A、Bの療育手帳所持者等が、病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付を除く）を助成します。

#### **6 リハビリテーション・療育体制の充実 (福祉課・こども課)**

総合福祉センターで実施している生活介護事業、こども療育センターで実施している児童デイサービスを通じ、リハビリテーション・療育体制の充実を図ります。

## だい しょう ひつよう う 第3章 必要なときにいつでも受けられる

## ふくしき - びす 福祉サービスをめざして

### 1. そうだんたいせい じょうほうていきようたいせい せいび 相談体制・情報提供体制の整備

---

#### 《現状と課題》

- 障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談体制を整えていくことは、障がいのある人の地域生活を支える上でとても大切であり、今後は、安心して、また気軽に利用できる相談窓口（体制）の整備が求められます。特に、障害者自立支援法の改正では、相談支援体制の強化が掲げられ、市町村における基幹相談支援センターの設置や、「自立支援協議会」の法律上の位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化が盛り込まれました。
- 相談場所については、「市役所内でプライバシーが確保できる場所が必要」との意見も聞かれることから、新庁舎の建設にあたっては、プライバシーの確保に十分配慮した相談場所の整備が必要です。
- 福祉サービスに関する情報については、ホームページや「保健福祉ガイドブック」等により周知に努めていますが、今後はさらに聴覚障がいや視覚障がい、知的障がいなど、障がいの特性を踏まえ、必要な情報が確実にご本人やご家族等に届くよう、きめ細やかな情報提供を行っていくことが大切です。

## 《アンケート結果》

- 福祉に関する情報については、身体障がい者と知的障がい者では「市の広報紙」から入手している人が多く、精神障がい者では「病院、診療所」から入手している人が多くなっています。

《福祉サービス情報の入手先(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	市の広報紙 55.5%	テレビ、ラジオ、新聞 23.4%	家族、親せき 21.4%	病院、診療所 16.0%	友人、知人 14.4%
知的障がい者 n=215	市の広報紙 39.1%	学校、職場、施設 32.1%	友人、知人 24.2%	家族、親せき 14.9%	障がい者団体(機関紙含む) 13.5%
精神障がい者 n=76	病院、診療所 36.8%	市の広報紙 19.7%	家族、親せき 17.1%	テレビ、ラジオ、新聞 13.2%	友人、知人 7.9%

- 聴覚障がい者の約6割は、「会話の際、相手の言うことがよく理解できない」ことで困っています。

《コミュニケーションや情報取得で困ること(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
視覚障がい n=61	初めて行くところは、どのように行くのかわからない 36.1%	音声による情報が少ない 36.1%	公共施設の案内板がわかりにくい 27.9%	郵便物の重要度がわからない 19.7%	インターネットが利用しにくい 9.8%
聴覚障がい n=72	会話の際、相手の言うことがよく理解できない 59.7%	話しかけられても気がつかず、無視されたと誤解される 54.2%	訪問者が来たのがわからない 41.7%	緊急・非常時の情報が入りにくい 37.5%	車などの警笛が聞こえず、危険な思いをした 31.9%

- 悩みごと・心配ごとの相談先(家族や親せき以外)としては、身体障がい者では「友人・知人」、知的障がい者では「学校の先生や職場の仲間」、精神障がい者では「病院・診療所」が最も多くあげられています。

《悩みごと・心配ごとの相談先(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	友人・知人 25.7%	病院・診療所 21.9%	市役所の福祉相談窓口 19.5%	民生委員・児童委員 5.6%	福祉施設や作業所の職員 4.9%
知的障がい者 n=215	学校の先生や職場の仲間 26.5%	友人・知人 23.7%	市役所の福祉相談窓口 22.3%	病院・診療所 20.5%	福祉施設や作業所の職員 17.7%
精神障がい者 n=146	病院・診療所 50.7%	友人・知人 25.3%	市役所の福祉相談窓口 21.9%	福祉施設や作業所の職員 15.1%	相談支援センター 6.8%

## 《今後の方向性》

- 障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が必要であり、今後は中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図っていきます。
- 北本市地域自立支援協議会を設置し、「地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議」等を行い、相談体制を強化していきます。
- ケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、障がいのある人の生活全般に及ぶサービスが一体的・総合的に提供されるよう、関係部署・関係機関等によるケア会議を開催するなど、障がい者ケアマネジメント体制の構築を図っていきます。
- 市広報紙については、誰にでもわかりやすい情報紙面の作成を進めていくとともに、あわせてその他の様々な媒体を利用した情報提供を進め、情報がその情報を必要とする人に的確に伝わるしくみをつくります。また、情報の収集や利用に大きな支障のある視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、特に円滑な情報利用ができるように配慮していきます。

## 《主要施策》

### 1 相談支援事業（福祉課）

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように相談支援を充実します。障がいのある方が、主体的にサービスを選んで自立した地域生活を継続していくことができるよう相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と情報提供に取り組みます。また、精神保健福祉士の配置を検討します。

地域自立支援協議会は相談支援体制を構築するための中心的な役割を担うとともに、相談支援事業をはじめとする地域福祉システムを協議する場としていきます。



## 2 コミュニケーション支援事業 (福祉課)

聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

## 3 サービス利用計画の作成 (福祉課)

支給決定を受けた障がい者で、特に計画的な支援を必要とする方が、指定相談支援事業者から「特定相談支援」(サービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整：サービスの利用のあっせん・調整・契約援助・モニタリングなど)等を受けた場合、サービス利用計画作成費を事業者に支給します。

## 4 情報交換・交流の場の整備 (福祉課)

総合福祉センターや教育センター内サロン等の場を、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場として整備します。また、市内の障がい関係施設(あすなろ学園、ふれあいの家)で行われている定期的な交流についても支援していきます。

## 5 相談員の研修機会の充実 (福祉課)

市の相談担当職員や、身近な相談員である民生児童委員等が、各分野にわたる保健福祉サービスの知識を備えて相談に応じられるよう、研修機会の充実に努めます。

## 6 民生委員・児童委員 (福祉課)

民生委員・児童委員は、常に地域の実情を把握し、関係機関と連携して、地域住民の相談相手、支援を行い、地域の福祉活動を行っています。今後も引き続き、地域福祉推進の中心となって活動を進めてもらうよう、積極的な支援を行っています。

## 7 身体障害者相談員・知的障害者相談員 (福祉課)

民間の協力者が相談員となり、障がい者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたります。

## 8 精神保健福祉相談 (精神保健福祉センター・保健所)

埼玉県立精神保健福祉センターや鴻巣保健所で精神保健福祉相談を実施し、精神障がい者や家族からの様々な相談に応じています。

**9 ICT\*（情報通信技術）等を活用した情報提供の充実（福祉課）**

画一的な情報提供ではなく、ICT（情報通信技術）等の活用など、様々な媒体を利用した情報提供を進め、すべての人が、自分にあった方法で容易に、必要な情報を入手できるように努めます。

**10 ICT\*（情報通信技術）等を活用した各種サービスの申請手続きの  
効率化・簡略化（福祉課）**

ICT（情報通信技術）等を活用するなど、各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化に努め、申請者の負担を軽減します

\* ICT（Information and Communication Technology）  
： 情報・通信に関連する技術一般の総称。

## 2. <sup>せいかつしえん さーびす</sup>生活支援サービスの充実<sup>じゅうじつ</sup>

### 《現状と課題》

- 平成 22 年 6 月 29 日の閣議決定によれば、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする新たな法制度を制定することとされています。

現段階（平成 23 年度）では、まだ制度の全体が示されているわけではありませんが、制度の見直しまでの間においても、障がいのある人の地域生活の支援サービスの充実を図っていく必要があります。

《障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要》

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>趣旨<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記</li></ul></li><li>利用者負担の見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者負担について、応能負担を原則に</li><li>・障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減</li></ul></li><li>障害者の範囲の見直し<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化</li></ul></li><li>相談支援の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化</li></ul></li><li>障害児支援の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）</li><li>・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設</li><li>・在園基幹の延長措置の見直し（18 歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）</li></ul></li><li>地域における自立した生活のための支援の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設</li><li>・重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）</li></ul></li></ol> |
|--|

- 障害福祉サービスについては、障害者自立支援法において地方自治体に、必要なサービス量とそれを確保するための方策等を記載した障害福祉計画を策定することが義務づけられており、本市においても平成 24 年度から平成 26 年度の 3 年間を計画期間とする「北本市第三期障害福祉計画」を策定しています。今後は、計画に基づいて、障害福祉サービスの一層の充実に努

めていく必要があります。また、今後予定されている制度改革においても、サービスの質・量の低下を招くことがないよう、取り組んでいく必要があります。

## 《アンケート結果》

- アンケート結果によれば、ほとんどの福祉サービスについては、実際の利用状況に比べて、利用意向が高くなっていることから、現在はサービスを利用していないけれども、今後はサービスを利用したいと思っている人（潜在層）が多くいることがうかがえます。
- 例えば、知的障がい者では実際に「ショートステイ」を利用している人は3.3%ですが、今後利用したいと考えている人は18.1%となっています。また、精神障がい者では、実際に「ホームヘルプサービス」を利用している人は7.5%ですが、利用希望者は19.2%にのびります。

### 《福祉サービスの利用状況・利用意向の比較(身体障がい者)》

n=770	デイサービス	ホームヘルプサービス	ショートステイ	移送サービス	入浴サービス	通所機能訓練	手話通訳者の派遣	配食サービス
実際にサービスを利用している人の割合(A)	12.9%	8.2%	3.2%	3.1%	2.5%	2.3%	1.9%	1.6%
今後、サービスを利用したい人の割合(B)	10.6%	9.5%	6.6%	5.2%	2.3%	2.7%	1.4%	4.3%
(差 B-A)	-2.3ポイント	1.3ポイント	3.4ポイント	2.1ポイント	-0.2ポイント	0.4ポイント	-0.5ポイント	2.7ポイント

### 《福祉サービスの利用状況・利用意向の比較(知的障がい者)》

n=215	レスパイトサービス	ショートステイ	ホームヘルプサービス	ガイドヘルパーの派遣	移送サービス	デイサービス	通所機能訓練
実際にサービスを利用している人の割合(A)	16.7%	3.3%	3.3%	3.7%	3.7%	7.4%	7.9%
今後、サービスを利用したい人の割合(B)	31.6%	18.1%	11.2%	10.7%	8.4%	10.2%	9.3%
(差 B-A)	14.9ポイント	14.8ポイント	7.9ポイント	7.0ポイント	4.7ポイント	2.8ポイント	1.4ポイント

### 《福祉サービスの利用状況・利用意向の比較(精神障がい者)》

n=146	ホームヘルプサービス	ショートステイ	グループホーム	作業所	サロン	夢の実
実際にサービスを利用している人の割合(A)	7.5%	5.5%	3.4%	13.0%	2.7%	9.6%
今後、サービスを利用したい人の割合(B)	19.2%	6.2%	6.8%	15.8%	6.8%	9.6%
(差 B-A)	11.7ポイント	0.7ポイント	3.4ポイント	2.8ポイント	4.1ポイント	0ポイント

## 《今後の方向性》

- 障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある方が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくための、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- 障害者自立支援法に基づく訪問系サービスについては、新たなサービス提供が見込まれる精神障がい者や、重度の障がい者へのサービス提供体制の拡充に努めます。
- 障害者自立支援法に基づく日中活動系サービスについては、新たなサービス体系への移行を促進するため、施設が実施する事業や、施設の作業場所の改修等の支援に努めます。

## 《主要施策》

### 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・

重度障害者等包括支援（福祉課・こども課）

ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、同行援護では、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行や援護、その他必要な支援を行います。行動援護では、自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

### 2 生活介護（福祉課）

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（福祉課）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### 4 療養介護（福祉課）

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

#### 5 短期入所（福祉課・こども課）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 6 施設入所支援（福祉課）

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話をを行います。

#### 7 補装具費の支給（福祉課・こども課）

身体障害者手帳を持っている人の、失われた部分や損なわれた機能を補う用具購入費と修理費を支給します。

#### 8 日常生活用具給付等事業（福祉課・こども課）

重度の障がい者に対し、自立生活用具（介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居住生活動作補助用具（住宅改修費））を給付します。

#### 9 地域活動支援センター（福祉課）

市内2か所の地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行います。

#### 10 訪問入浴サービス事業（福祉課）

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅での入浴サービスを提供します。

#### 11 更生訓練費給付事業（福祉課）

障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設に入所している人に、更生訓練費を給付します。

**12 日中一時支援事業**（福祉課・こども課）

見守り、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

**13 生活サポート事業**（福祉課・こども課）

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

**14 訪問理美容サービス**（社会福祉協議会）

重度心身障がい者に対し、訪問理美容サービスを実施しています。

**15 移動支援事業**（福祉課・こども課・社会福祉協議会）

屋外での移動が困難な人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を行います。

**16 福祉タクシー事業**（社会福祉協議会）

重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳<sup>㊤</sup>・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に福祉タクシー利用券を発行し、生活圏の拡大を図ります。

**17 福祉移送サービス**（社会福祉協議会）

公共の交通機関の利用が困難な人に対して、社会福祉協議会の車両を用い、会員相互の助け合いによる福祉移送サービスを実施しています。

**18 在宅重度心身障害者自動車燃料費助成事業**（社会福祉協議会）

重度心身障がい者（身体障害者手帳1級・2級、療育手帳<sup>㊤</sup>・A、精神障害者保健福祉手帳1級）に自動車燃料費の一部を助成し、生活圏の拡大を図ります。

**19 共同生活介護・共同生活援助(ケアホーム・グループホーム)の家賃助成**（福祉課）

グループホーム・ケアホームの利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、月額1万円を上限に家賃を助成します。

### 3. サービス利用の支援

#### 《現状と課題》

- サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

#### 《今後の方向性》

- 今後は、障がいのある人が、自ら望んだ事業者と契約し、サービスを利用する人を保護するため、権利擁護体制、苦情解決体制を充実させていきます。

#### 《主要施策》

##### 1 苦情解決（県社会福祉協議会）

福祉サービスの利用に関する苦情は、事業所が苦情相談窓口を設け、利用者と事業所との話し合いで解決することが原則です。利用者と事業所との話し合いで解決できなかつたり、事業所に言えない苦情や不満などについては、埼玉県運営適正化委員会が相談を受け、助言、調査、あっせんなどを行い、解決に向けて支援します。

##### 2 サービス事業者に対する第三者評価（県社会福祉協議会）

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。今後は、県と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。



## だい しょう こせい かのうせい の きょういく 第4章 個性と可能性を伸ばせる教育をめざして

### しょう じほいく しゅうがくぜんきょういく じゅうじつ 1. 障がい児保育・就学前教育の充実

---

#### 《現状と課題》

- 障がいのある子どもに対しては、自立や社会参加に向け、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を充実させ、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活を送ることができるような支援が求められています。

本市においては、こども療育センターで障がいのある子どもの療育を行っているほか、公立保育所でも障がい児の受け入れを行っています。また、教育センターでは、資格を有するカウンセラーが保護者の個別の相談に対応しています。

## 《今後の方向性》

- 保育所における、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。  
また、保育所において、保護者の悩みや不安に対応する相談指導体制の充実を図ります。
- こども療育センターでの早期療育の充実を図ります。

## 《主要施策》

### 1 親子教室（こども課）

3歳児健診後で、心身に発達遅れのおそれのある児童や、児童へのかかわり方に問題があると思われる保護者を対象とし、発達を促すかかわり方についての相談や助言、遊びの体験等を通して、児童の健全育成を図ります。

### 2 障害児地域療育等支援事業（こども課）

在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児の地域における生活を支えるため、地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。

### 3 児童デイサービス（こども発達支援室・こども療育センター）

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

### 4 相談指導体制の充実（こども発達支援室・学校教育課）

保育所・幼稚園において、保護者の悩みや不安に対応する相談指導体制の充実を図ります。現在は、こども療育センター職員による保育所等の巡回相談を実施したり、学校の指導主事が保育所等に出向き、保護者を対象に就学に関する説明を行うなどの取り組みを進めています。

## 2. がっこうきょういく 学校教育の充実 じゅうじつ

---

### 《現状と課題》

- 近年、特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの重度・重複化がみられること、学習障がい（LD）\*、注意欠陥多動性障がい（ADHD）\*、高機能自閉症\*等の発達障がいのある児童生徒への教育的対応が求められていることなどの状況の変化を踏まえ、平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行されるとともに、平成19年4月には、「学校教育法」の一部改正により、幼稚園、小・中学校、高等学校及び中等教育学校のいずれの学校においても、発達支援を含む幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。

\* 学習障がい（LD）： 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

\* 注意欠陥多動性障がい（ADHD）： 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

\* 高機能自閉症： 3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

- 本市では、市教育委員会主催のコーディネーターや一般教員対象の特別支援教育研修会を計画的に実施し、教職員が障がい児に適切な教育を行うことができるように努めています。また、特別支援学級の学習活動の充実のために、設置校に対して支援員を配置しています。今後も特別支援学級に在籍している児童生徒へのきめ細かな支援や、保護者からのニーズに対応できるよう、支援員の増員を含め、支援体制の充実を図っていくことが大切です。

## 《今後の方向性》

- 障がいのある児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。

## 《主要施策》

### 1 特別支援教育の推進（学校教育課）

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案します。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育を推進します。

### 2 特別支援学級支援員の配置（学校教育課）

特別支援学級におけるきめ細かな指導のため、担任の指導補助を行い、児童生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う指導補助員を、中丸小、南小、西小、東小、北本中、西中に派遣します。

### 3 教育内容の充実（学校教育課）

個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。現在、教科書においては、拡大教科書を活用するなど、個に応じたきめ細かな教育を推進しています。

### 4 教育施設の充実（教育総務課・学校教育課）

個々の障がいに応じた教育施設、設備等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。現在、車いすを使用している児童生徒への対応として、小学校2校・中学校3校にエレベーターを設置しています。さらに平成23年度は、小学校2校の設置を予定しています。また、スロープについては市内12学校中10校が整備されています。

## 5 就学支援の充実（学校教育課）

障がいのある児童生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、適切な情報を提供できるよう就学支援委員会の充実を図ります。現在、校内就学支援委員会では、児童の実態を十分把握し、個に応じた教育の確保に努めています。また、北本市就学支援委員会では、各学校からの情報を基に、観察や保護者との面談を行い、一人一人の就学に応じた就学に関する情報の提供に向け努めています。

## 6 交流教育等の充実（学校教育課）

人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童生徒を育成するため、特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と親学級の交流を推進します。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流を充実します。

## 7 放課後活動への支援（こども課・生涯学習課）

放課後、土曜日、長期休暇における活動について、学校・地域・家庭の連携のもとで内容の充実を図ります。また、障がい児の学童保育の充実を図ります。現在、市内8小学校区すべてに学童保育室を設置しています。また、栄小学校校舎内には障がい児学童保育室を設置しています。

## 第5章 多様な就労機会の確保をめざして

### 1. 雇用対策・就労支援の推進

---

#### 《現状と課題》

- 障がい者施策の基本理念であるノーマライゼーション\*の実現のためには、職業を通じての社会参加が基本となるものであり、障がいのある人がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるように支援することが大切です。

本市においては、市単独または埼玉県中央産業労働センターと合同で事業所訪問を実施し、障がい者雇用に関するパンフレットを配布するなど啓発を行っています。

- 平成23年6月1日現在の民間企業の障害者雇用率をみると、埼玉県は1.51%で、全国平均(1.65%)に比べて低く、全国最下位となっています。また、県内の地方公共団体等における障害者雇用率は、県の機関及び市町村の機関ともに法定雇用率\*を上回っています(ただし教育委員会を除く)。

本市における障害者雇用率は、市長部局が3.04%、北本市教育委員会が2.30%と、いずれも法定雇用率を上回っています。

- \* 法定雇用率： 民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。
  - 民間企業……………1.8%
  - 国・地方公共団体……………2.1%
  - 都道府県等の教育委員会……………2.0%

- \* ノーマライゼーション： 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

## 《アンケート結果》

- 障がいのある人が働くために大切な環境としては、身体障がい者と精神障がい者では「健康状態にあわせた働き方ができること」が、知的障がい者では「障がいのある人に適した仕事が開発されること」が最も多くあげられています。

《障がいのある人が働くために大切な環境(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	健康状態にあわせた働き方ができること 34.9%	自分の家の近くに働く場があること 32.1%	障がいのある人に適した仕事が開発されること 29.7%	事業主や職場の人たちの障がい者雇用についての理解 27.7%	就労の場のあつせんや、相談できる場が整っていること 21.3%
知的障がい者 n=215	障がいのある人に適した仕事が開発されること 51.2%	事業主や職場の人たちの障がい者雇用についての理解 50.7%	自分の家の近くに働く場があること 48.4%	就労の場のあつせんや、相談できる場が整っていること 44.7%	職業訓練など技術・知識の習得を援助する施設の充実 38.1%
精神障がい者 n=146	健康状態にあわせた働き方ができること 60.3%	自分の家の近くに働く場があること 55.5%	障がいのある人に適した仕事が開発されること 48.6%	事業主や職場の人たちの障がい者雇用についての理解 43.2%	就労の場のあつせんや、相談できる場が整っていること 39.0%

## 《今後の方向性》

- 障がいのある人がその適性と能力に応じてできるだけ雇用の場に就くことができるよう、公共職業安定所をはじめとする労働部門と、福祉部門、教育部門等が連携するとともに、一人ひとりの状況にあった就労支援策を進められるよう、障がい者就労支援センターの設置について検討します。

## 《主要施策》

### 1 事業主への啓発活動の推進（福祉課・産業観光課）

事業主が障がい者への理解を深め、積極的に障がい者を雇用するように、啓発活動を推進します。また、国や県の就労支援担当と連携を図りながら、事業所への支援策等、情報提供を積極的に進めていきます。

### 2 障がい者就労支援センター設置の検討（福祉課）

障がい者の就労機会の拡大を図るため、雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センターの設置を検討します。

### 3 職業相談機能の充実（福祉課・産業観光課）

公共職業安定所や埼玉障害者職業センター等、関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談機能の充実を図ります。

### 4 市職員の雇用の推進（総務課）

障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用するよう努めます。また、障がいのある人の能力が発揮できるよう、職域拡大の検討を進めます。

### 5 市及び関係機関での職場実習受け入れの検討（福祉課）

一般就労へ向けた職場実習の場を拡大するために、市及び関係機関における養護学校卒業生等の受け入れを検討します。

### 6 就労移行支援（福祉課）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。



## 2. <sup>ふくしてきしゅうろう</sup>福祉的就<sup>すいしん</sup>労の推進

---

### 《現状と課題》

- 障がいのある人が働くことによって社会的に自立し、生きがいをもって人生をおくることは、障がいのある人の社会参加を実現するうえでとても大切なことですが、障がいの種類や程度によっては、一般企業等で働くことが難しい人が多くいることから、様々な福祉的就労の場の確保もあわせて進めていく必要があります。

本市においては、市役所内に障がいのある人の製作した製品等の販売コーナーを提供するなどの支援を行っています。

- 福祉的就労の場においては、仕事(作業)の安定確保や作業内容の多様化、工賃のアップも課題になっています。

## 《今後の方向性》

- 一般雇用が困難な人たちの働く場を確保するため、生活介護や就労継続支援の障害福祉サービス事業所や地域活動支援センター等への支援に努め、障害の状況に応じた福祉的就労の場の確保を推進します。

## 《主要施策》

### 1 「あすなろ」学園の充実（あすなろ学園）

現在、知的障害者授産施設「あすなろ学園」では、通所者の適性に合った訓練を行うとともに、一般就労への移行に向けて作業内容の充実を図り、できる限り一般雇用へ結びつけられるよう努めています。平成24年度以降は、障害者自立支援法に基づく「就労継続支援（B型）」及び「生活介護」を実施します。

### 2 生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の委託品目の拡大及び授産製品の販路拡大（生活介護・就労継続支援事業所等）

生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の経済的自立及び、仕事の安定確保、作業内容の多様化、工賃のアップに向け、委託品目の拡大や授産製品の販路拡大などについても検討し、必要な支援に努めます。

### 3 就労継続支援（A型・B型）（福祉課）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 4 地域活動支援センター等への支援（福祉課）

地域活動支援センター等に対する相談・指導等各種の支援を実施します。

# 第6章 人にやさしい安心・安全で快適なまちづくりをめざして

## 1. 福祉のまちづくりの推進

---

### 《現状と課題》

- 国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という）」を平成18年6月に制定し、12月から施行しています。バリアフリー法\*では、身体障がいのみならず、知的障がい、精神障がい、発達障がいを含む、すべての障がいのある人を対象としています。

埼玉県でも、人にやさしいまちづくりの推進のため、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」（通称「埼玉県建築物バリアフリー条例」）を平成21年4月1日から施行しています。

本市においては、「都市計画マスタープラン」等を基に環境形成を図ってきており、近年では、JR北本駅へのエレベーターの設置等、公共施設のバリアフリー化を進めています。

- \* バリアフリー法： 高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、「旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進」や「駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置」などを定めています。

## 《アンケート結果》

- 身体障がい者の 19.4%は「歩道が狭く、道路に段差が多い」と感じています。中でも視覚障がい者では、「歩道が狭く、道路に段差が多い」ことで困っている人が 45.6%、「道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい」ことで困っている人が 26.3%と特に多くなっています。

### 《外出の際に困っていること(上位5項目、複数回答)》

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい者 n=770	歩道が狭く、道路に段差が多い 19.4%	建物などに階段が多く、利用しにくい 15.6%	障がい者用のトイレが少ない 11.7%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 11.6%	車を駐車するところがない 8.8%
知的障がい者 n=188	まわりの人と話すのが難しい 33.0%	まわりの人の目が気になる 19.1%	電車やバスなどの交通機関を利用しづらい 13.3%	歩道が狭く、道路に段差が多い 11.7%	必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない 11.2%
精神障がい者 n=76	他人の視線が気になる 27.6%	他人との会話が難しい 27.6%	障がいのある人に対する一般の人の理解が少ない 19.7%	付き添ってくれる人がいない 13.2%	

### (身体障がいの障がい種類別)

	1位	2位	3位	4位	5位
視覚障がい n=57	歩道が狭く、道路に段差が多い 45.6%	道路に放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい 26.3%	建物などに階段が多く、利用しにくい 24.6%	気軽に利用できる移送手段が少ない(福祉車両等) 17.5%	
聴覚障がい n=193	他人との会話が難しい 49.3%	歩道が狭く、道路に段差が多い 17.4%	必要なときにまわりの手助け・配慮が足りない 15.9%	他人の視線が気になる 10.1%	付き添ってくれる人がいない 10.1%

- また、今後、障がい者施策を進めていくにあたって、市が特に充実させていけばよいと思うこととして、「障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」が、身体障がい者では1番目に、知的障がい者と精神障がい者では3番目に多くあげられています。障がいの種類等にも配慮した福祉のまちづくりに関する取り組みが必要になります。

## 《今後の方向性》

- 幅の広い歩道の整備や建築物の出入口の段差解消、公園整備等による憩いと交流の場の確保など、総合的な福祉のまちづくりを進めていきます。その際には、単に現状の改善（バリアフリー化）にとどまらず、利用者の声を直接聴く機会を設けるなど、計画の段階からユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していきます。
- 駅前の放置自転車等の解消については、市民の理解・協力が不可欠であり、広報・啓発にも取り組んでいきます。
- 障がいのある人や高齢者の誰もが、自由に移動し外部空間へアクセスできるように、建築物や公共施設等のバリアフリー化を進めます。

## 《主要施策》

### 1 福祉のまちづくりの推進（福祉課、建築開発課）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいのある人などが暮らしやすく、活動しやすい生活環境の整備を進めます。その際には、建築物等のハード面だけでなく、ソフト面（こころのバリアフリー）の充実を図っていきます。

### 2 新庁舎のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

（福祉課・政策推進課・総務課）

平成24年度工事着工、平成26年度の完成を予定している新庁舎においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」等を遵守することはもとより、来訪者とともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン」の推進を図ります。また、まわりのことを気にせず安心して相談できるように、各窓口でのプライバシー確保はもちろんのこと、相談ブース、相談室も設置して、安心して相談できる環境を作ります。

#### 具体的事項

##### ① 駐車場

- ・ 車いす使用者の駐車スペースの確保とその位置への配慮

②敷地内通路

- ・ 段差や急勾配のない通路計画
- ・ 視覚障がい者誘導通路、スロープ等に自転車等が置かれなような配慮
- ・ 車いすの動線と点字ブロックができるだけ干渉しないような設計

③建物出入口

- ・ 自動扉に自動音声案内装置等の設置を検討
- ・ 手助けが必要な場合の呼び出し機器の設置の検討
- ・ 車いす常設スペース、電動車いす充電スペース等の設置の検討

④建物内部全般

- ・ わかりやすい案内板
- ・ 点字サインの設置
- ・ 車いす利用者同士が往来できるゆとりある廊下等の設計

⑤エレベーター

- ・ 障がい者対応の仕様

⑥トイレ

- ・ オムツ替えやオストメイト等にも対応した多目的トイレの設置

⑦社会福祉施設の授産製品等の販売スペース

- ・ 1階ロビーに社会福祉施設の授産製品等専用の販売スペースの設置

等

### 3 道路等交通環境の整備 (道路課)

障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を計画的に進めます。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進します。

### 4 福祉マップの作成 (福祉課)

市内のバリアフリーの状況等を図示する福祉マップを、障がいのある人の参加を得て作成します。

## 2. <sup>じゅうかんきょう</sup>住環境<sup>せいび</sup>の整備

### 《現状と課題》

- 福祉施設から地域への移行を促進する中で、住まいの整備は重要な課題となっており、障がいのある人に配慮された住宅の確保（障がいの状況や介護の実態等に応じた住宅の改造等も含む）や、グループホーム・ケアホームの整備についても検討が必要です。
  
- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成が創設されたことから、今後はさらにグループホーム・ケアホームの利用意向が大きくなっていくものと考えられることから、整備に関しては、公営住宅の活用や既存住宅のバリアフリー化なども含め、様々な方策を考えていくことが大切です。

## 《今後の方向性》

- 障がいのある人が地域で自立して生活するために、暮らしやすい住環境の整備と居住空間の確保を図ります。
- 障害者自立支援法に基づく居住系サービスについては、市内あるいは近隣市で活動する社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム・ケアホームの設置を呼びかけていきます。

## 《主要施策》

### 1 民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及（建築開発課）

民間の住宅について、バリアフリー仕様に関する啓発に努めます。

### 2 重度障害者居宅改善整備への補助（福祉課）

重度の身体障がい者の障がいに適応するよう居宅を改善または整備する場合、補助を行います。

### 3 住宅改造に関する相談の充実（産業観光課）

市の住宅相談において、住宅改造に関する相談への対応の充実を図ります

### 4 公共住宅の整備・改善（建築開発課）

公共住宅の新設・建替えに際して、障がいのある人等に配慮したバリアフリー仕様住宅の整備を推進します。また、改修に際してもバリアフリー化に努めます。

### 5 共同生活援助（グループホーム）（福祉課）

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

### 6 共同生活介護（ケアホーム）（福祉課）

介護を必要とする知的障がい者、精神障がい者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。



7 共同生活介護・共同生活援助（ケアホーム・グループホーム）の家賃助成  
(福祉課)

グループホーム・ケアホームの利用者（市町村民税課税世帯を除く）に対して、月額1万円を上限に家賃の助成を行います。

### 3. <sup>ぼうさい</sup>防災・<sup>ぼうはんたいせい</sup>防犯体制の<sup>かくりつ</sup>確立

---

#### 《現状と課題》

- 地震や豪雨などの災害や火災の場合などに、障がいのある人等のいわゆる災害時要援護者を救出、救護したり、災害発生のおそれがある場合に事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくるためにとっても重要なことです。

本市では、「北本市地域防災計画」を策定し、災害時要援護者の安全確保対策の一層の充実を図っています。

- 災害時要援護者対策を推進するには、まず、地域における災害時要援護者の状況を的確に把握することが必要になります。
- 障がいのある人の消費者トラブルの防止について、有効な対策を検討していく必要があります。また、障がいのある人は犯罪や事故の際の対応に困難を伴うことが多いため、通報体制や障がいのある人の状況に対応した防犯情報の提供体制を整える必要があります。

#### 《アンケート結果》

- アンケート結果では、多くの方が地震や台風などの災害が起こった際の不安として「避難する際の不安」や「避難先での不安」をあげています。障がいの種類別にみると、視覚障がい者では「避難する際の不安」を感じている人が特に多く、聴覚障がい者では「災害の状況が伝わってこない場合の不安」を感じている人が特に多くなっています。また、内部障がい者では「避難所での医療に係る不安」、知的障がい者や精神障がい者では、「避難所での共同生活に対する不安」等が多くあげられています。

## 《今後の方向性》

- 障がいのある人が安心して生活できるよう、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、救出・救護体制を充実させていきます。また、障がいの状況等に応じた適切な対応がとれるよう、自主防災組織との連携を強化するなど、きめ細やかな災害時要援護者対策を検討していきます。
- 消費に関わるリスクに対して、市民が適切な対応を図れるよう、消費に関する情報の提供、相談、苦情処理体制の充実に努めます。

## 《主要施策》

### 1 防災に関する知識の普及・啓発（福祉課、くらし安全課）

防災に関するパンフレット等の配布等により、防災に関する知識の普及・啓発を図ります。

### 2 地域ぐるみの協力体制の確立（くらし安全課）

障がいのある人等、災害弱者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するとともに、出前講座等を通じ、共助意識の向上を図っていくなど、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。その際には、地域の自治会に加入していないために情報が伝わりにくい等の状況が起こらないよう配慮します。

### 3 避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保（くらし安全課）

障がい者等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めます。現在、市内には広域避難所が14箇所あり、非常食、資機材を整備しています。

### 4 障がい者(児)施設における防災訓練の充実（福祉課・こども課・くらし安全課）

障がい者(児)施設において、通所者・職員等への防災訓練の充実を図ります。特に、今後は、障がい者(児)施設と施設・福祉部局・防災担当と合同で防災訓練を実施するなど、通報訓練（安否の確認）等を通じて現場確認を行い、早期に障がい者(児)が避難できるための訓練の実施に向けて検討をしていきます。

## 5 福祉避難所の開設（福祉課・くらし安全課）

大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者のための福祉避難所の設置に向けて市内の福祉施設との協定締結に努めます。

## 6 災害時の病院への受入体制の整備（福祉課）

医療的ケアを継続的に必要とする障がい者等の、病院や福祉施設へ災害時受入体制については、県等との協議を行いながら整備に努めます。

## 7 緊急時通報システム設置費等の補助（福祉課）

身体障害者手帳1級または2級の方で外出が困難な方のみの方の世帯に対して、緊急時通報システム設置費等を補助します。緊急時通報装置を利用して受信センターに通報することにより、速やかな救急活動及び相談を行います。

## 8 聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実（福祉課・くらし安全課）

聴覚障害者の緊急事態への対応のために、緊急通報ファックスの利用を促進します。その他、防災情報などを携帯電話等のメール配信するサービスや消防本部のホームページ・携帯サイトでの掲載を実施していますが、今後新たな方策についても検討を進めていきます

## 9 メール110番、ファックス110番（埼玉県警察本部地域部通信指令課）

聴覚に障がいのある人、または言葉が話せない人が、事件や事故にあったとき、パソコンや携帯電話のインターネット機能を利用した文字対話方式での通報や、ファックスを利用した緊急通報を受理します。

## 10 消費生活相談の充実（市民課）

消費生活に関するトラブルについては、消費生活センターの消費生活相談員が解決のためにアドバイスを行う消費生活相談を実施していますが、今後は、障がいのある人もより相談しやすくなるよう内容の充実に努めます。また、消費生活セミナーを各公民館等で実施し、消費者情報をよりわかりやすく提供していきます。

## 第3部 計画の推進に向けて

### 第1章 計画の推進体制

○ 障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域的見地から地域的バランスに配慮する必要があるとあり、埼玉県では、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後は、圏域内の市町とも連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

#### 障害保健福祉圏域（平成24年4月1日から）

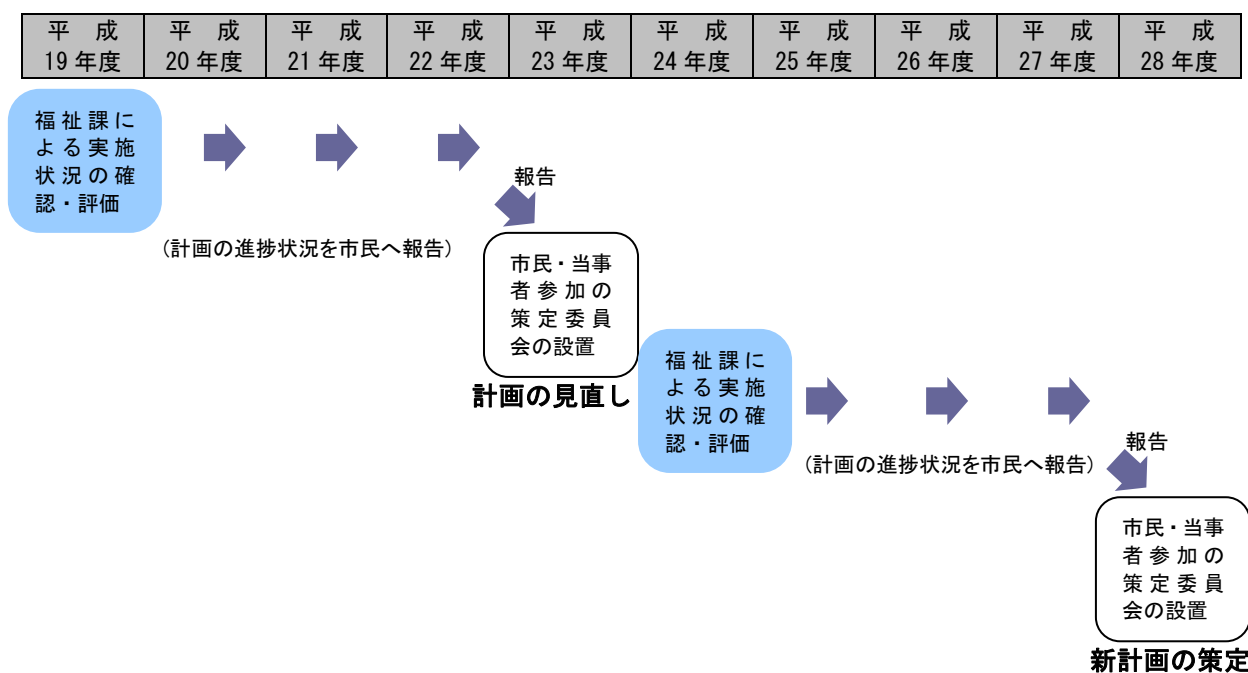
障害保健福祉圏域	市町村	福祉事務所	保健所
さいたま	さいたま市	さいたま市	さいたま市
南西部	朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町	西部	朝霞
東部	春日部市・越谷市・松伏町	東部中央	春日部
	草加市・八潮市・三郷市・吉川市		草加
南部	川口市・蕨市・戸田市		川口
県央	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町		鴻巣
川越比企	川越市	西部	川越市
	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村		東松山
	坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町		坂戸
西部	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市		狭山
利根	行田市・加須市・羽生市	東部中央	加須
	久喜市・蓮田市・幸手市・宮代町・白岡町・杉戸町		幸手
北部	熊谷市・深谷市・寄居町	北部	熊谷
	本庄市・美里町・神川町・上里町		本庄
秩父	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父	秩父

「第3期埼玉県障害者福祉支援計画」より

だい しょう けいかく たっせいじょうきょう てんけんおよ ひょうか  
**第2章 計画の達成状況の点検及び評価**

計画策定後は、各年度において各事業の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

毎年度、事業の実施状況の確認や評価を行っていくとともに、計画の進捗状況については、市広報紙等を活用しながら、市民への報告に努めていきます。



しりょう  
資料

さくていけいか

1 策定経過

年 月 日	内 容	策 定 委 員 会	策 定 幹 事 会
平成 23 年 8 月 24 日	第 1 回 策定委員会 (1) 計画策定にあたって (2) 計画策定のスケジュールについて (3) 障害者手帳所持者へのアンケート調査について	第1回	
9 月 16 日～ 10 月 12 日	障害者実態調査の実施 対象者：身体障害者所持者 1,041 名、療育手帳所持者 306 名、 精神障害者保健福祉手帳所持者 213 名		
10 月 26 日	第 2 回 策定委員会 (1) 障害者自立支援法の主な改正点について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）の事業進捗状況について (3) アンケート調査結果（速報）について	第2回	
11 月 21 日	第 1 回 策定幹事会 (1) 計画策定にあたって (2) 策定のスケジュールについて (3) 策定委員会で出された課題等		第1回
12 月 8 日	第 3 回 策定委員会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）の事業進捗状況について (3) 今後のスケジュールについて	第3回	
12 月 15 日	第 2 回 策定幹事会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (3) 障害者実態調査報告書（案）について (4) 今後のスケジュールについて		第2回
平成 24 年 1 月 18 日	第 4 回 策定委員会 (1) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (2) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (3) 障害者の「害」の字をひらがな表記とすることについて (4) 今後のスケジュールについて	第4回	
1 月 20 日	第 3 回 策定幹事会 (1) 北本市第三期障害福祉計画（案）について (2) 第二次障害者福祉計画（基本計画）（案）について (3) 障害者実態調査報告書（案）について (4) 今後のスケジュールについて		第3回
2 月 3 日～ 3 月 5 日	パブリックコメントの実施		
3 月 13 日	第 5 回 策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 北本市第三期障害福祉計画について (3) 第二次障害者福祉計画（基本計画）について	第5回	

※ 策定委員会＝北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定委員会  
 ※ 策定幹事会＝北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定幹事会

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ

## 2 北本市第二次障害者福祉計画及び

### きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていいんかいせっちきてい 北本市第三期障害福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づく北本市第二次障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく北本市第三期障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域及び福祉関係団体の代表者
- (2) 医療関係機関の代表者
- (3) 知識経験者
- (4) 北本市民の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。



きたもとしだいにじしやうがいしやふくしけいかくおよ  
**3 北本市第二次障害者福祉計画及び**

だいさんきしやうがいけいかくさくていいんかいいんめいほ  
**第三期障害計画策定委員会委員名簿**

任期：平成23年8月24日～平成24年3月31日

【敬称略】

区 分	氏 名	所 属
地域及び 福祉関係団体 【1号委員】	あらい やすよし 新井 保好	北本市民生委員・児童委員 西部地区民児協副会長
	たじま やすお 田島 和生	北本市自治会連合会 会長
	すずき ひろゆき 鈴木 洋行	北本市社会福祉協議会 事務局次長
	ながしま ゆきえ 長島 幸枝	北本市手をつなぐ親の会 会長
	よしだ きくこ 吉田 紀久子	北本市肢体不自由児者父母の会 会長
	かとう あきお 加藤 昭夫	北本市身体障害者福祉会 会長
	さかもと てるゆき 坂本 輝之	北本市聴覚障害者協会 会計
	こまさか ふじえ 小間坂 藤枝	NPO法人北本福祉の会 「かがやきの郷」 代表理事
医療関係機関 【2号委員】	ひらお よしお 平尾 良雄	桶川北本伊奈地区医師会 ひらお内科クリニック院長
知識関係者 【3号委員】	やまざき ゆたか 山崎 豊	NPO法人「障害者の地域生活を ひらく会」代表理事
市民公募委員 【4号委員】	なみい ひろこ 浪井 弘子	公募市民
市職員 【5号委員】	やざわ みつる 谷澤 暢	北本市保健福祉部長

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ

## 4 北本市第二次障害者福祉計画及び

### きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいせっちきてい 北本市第三期障害福祉計画策定幹事会設置規程

(設置)

第6条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく北本市第二次障害者福祉計画(以下「障害者福祉計画」という。)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく北本市第三期障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)の策定をするにあたり、北本市第二次障害者福祉計画及び北本市第三期障害福祉計画策定幹事会(以下「策定幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第7条 策定幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2) 障害者福祉計画の改定案及び障害福祉計画の原案の作成に関すること。
- (3) その他障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第8条 策定幹事会は、幹事13人をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は保健福祉部長にある者をもって充て、副幹事長は幹事長が指名する。

(任期)

第9条 幹事の任期は、任命の日から障害者福祉計画の改定及び障害福祉計画の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第10条 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。

- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を出席させ、意見を聴き又は資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定幹事会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定幹事会に関し必要な事項は幹事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

きたもとしだいにじしょうがいしゃふくしけいかくおよ  
**5 北本市第二次障害者福祉計画及び**

きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくていかんじかいかんじめいほ  
**北本市第三期障害福祉計画策定幹事会幹事名簿**

役 職	氏 名	所 属	職 名
幹事長	谷澤 暢	保健福祉部	部長
副幹事長	加藤啓一	こども課	課長
幹事	三橋浩範	政策推進課政策推進担当	主幹
幹事	関口智明	財政課財政担当	主幹
幹事	安田 充	市民課市民相談担当	主幹
幹事	大澤英雅	くらし安全課危機管理・消防防災担当	主幹
幹事	長谷川昇一	産業観光課商工労政担当	主幹
幹事	高橋まさえ	こども療育センター	所長
幹事	諏訪賢吾	高齢介護課高齢者福祉担当	主幹
幹事	八巻美津代	健康づくり課保健予防担当	主幹
幹事	大島靖成	都市計画課まちづくり担当	主幹
幹事	岡崎みゆき	学校教育課指導担当	主幹
幹事	中村岳人	生涯学習課社会教育担当	主幹

## 6 ようご せつめい 用語の説明

### 【あ行】

#### ICF（国際生活機能分類）（26ページ）

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障がいの分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択されました。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことです。

#### ICT（Information and Communication Technology）（52ページ）

情報・通信に関連する技術一般の総称。

### 【か行】

#### 学習障がい（LD）（35, 61ページ）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの。

#### QOL（生活の質）（27ページ）

Quality Of Life の略。生活者自身が感じる満足度、安定感、幸福感などを規定する諸要因の質。

#### ケアマネジメント（50ページ）

障がいのある人一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、様々な種類のサービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用できるようにするための仕組み。

#### 高機能自閉症（61ページ）

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

#### 高次脳機能障がい（4, 34ページ）

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態。

### 【さ行】

#### 社会的障壁（2, 4ページ）

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

#### ソーシャル・インクルージョン（26ページ）

障がいなどのハンディのある人とそうでない人が住み分けるのではなく、お互いに地域社会の仲間として生きていく、共生社会をつくっていくこと。（インクルージョンとは包み込む、あるいは包含するということで、ソーシャル・インクルージョンとは社会的

に包み込むということ。)

## 【た行】

### 注意欠陥多動性障がい（ADHD）（35, 61ページ）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

## 【な行】

### 難病（4ページ）

法律等による明確な定義はないが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されています。①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病 ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

### ノーマライゼーション（64ページ）

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

## 【は行】

### 発達障がい（4, 34, 35, 61, 69ページ）

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー（28, 29, 69, 71, 72, 73, 74ページ）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いだけでなく、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

### バリアフリー法（69, 71ページ）

高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、「旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進」や「駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置」などを定めています。

### 補装具（23, 53, 56, 77ページ）

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いす、歩行器など。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン（28, 41, 71ページ）

年齢や性別、障がいのあるなし等にかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。

きたもと  
北本でいっしょに暮らそう 障がい者プラン

だいにじきたもとししょうがいしゃふくしけいかく  
第二次北本市障害者福祉計画  
ちゅうかんねん みなお  
中間年の見直し

へいせい ねん がつほつこう  
平成24年3月発行

発行 北本市 保健福祉部福祉課  
〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111  
TEL : 048-591-1111 (代表)  
FAX : 048-592-5997